



(C)ガンバ大阪



# すいたの環境

— 吹田市環境白書 —

平成28年版（2016年版）

## はじめに

平成27年（2015年）11月～12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択されました。このパリ協定は、先進国も途上国も含めて、すべての国が参加する仕組みが合意されており、世界的な温暖化対策を進めるうえで、大きな進展であったと言えます。

この合意に向けて、各国は事前に削減目標を国連気候変動枠組条約事務局に提出しており、我が国は、2030年度に2013年度比26.0%削減を表明しています。

また、本年5月には、削減目標の達成、パリ協定への着実な対応に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

計画では、「経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革などの地球温暖化対策を大胆に実施する。」としています。

本市においては、市域のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量が増加しています。これらの内訳を見ると、家庭部門と業務部門の合計が5割を超えている状況です。今後、家庭や事業活動において、さらに節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の取組みを進めていくことが必要です。

昨年度、これらの取組みを進めるため、策定後5年を経過した「地球温暖化対策新実行計画 すいたんのCO<sub>2</sub>（こつこつ）大作戦」の改訂版を策定しました。本計画に基づき、地球温暖化防止に向けた取組みを着実に進めていくとともに、引き続き「第2次環境基本計画 改訂版」を着実に推進します。

本書は、本市が実施している環境施策の進捗状況と環境の状況についての報告書です。本書をとりまとめることで、環境基本計画に掲げた目標の到達度合いを確認し、施策の見直しや充実を図ります。あわせて、身近な環境に関心を持ち、自らのライフスタイルを環境の視点から見直すきっかけとなれば幸いです。

### ——環境白書の編集について——

この環境白書は、吹田市環境基本条例に基づいて毎年発行しているものです。

平成28年版（2016年版）は、データや集計結果については、平成27年度（2015年度）における実績をとりまとめました。それ以外の記述は、平成28年（2016年）10月初旬時点での状況です。

本書は、現在課題となっていることにスポットをあて、まとめています。詳細なデータは資料編にまとめ、吹田市ホームページに掲載しています。本書とあわせてご活用ください。

表紙：CASBEE（建築環境総合性能評価システム）の最高ランクSを取得した「エコ・スタジアム」である市立吹田サッカースタジアムの全景  
裏表紙：（上段）同スタジアムに設置されている太陽光発電システム（504kW）  
（下段）同スタジアムに設置されているLED照明（384台）の点灯状況（フィールド内照明のオールLED化を実現）

# 目次

第1章 吹田市の環境政策	1
第2章 目標達成への施策の展開	
第1節 エネルギー	3
限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換	
第2節 資源循環	11
資源を大切にする社会システムの形成	
第3節 生活環境	15
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	
第4節 みどり	25
みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成	
第5節 都市環境	29
快適な都市環境の創造	
第3章 重点プロジェクト	35
第4章 環境基本計画に基づく進行管理	37
資料編 環境まちづくりデータ	39
(資料編の内容は吹田市ホームページに掲載しています。)	
1 環境基本計画	
2 環境関連条例	
3 環境基本計画の進行管理	
4 環境関連資料	
5 吹田市まちづくり用語集	
6 環境年表	
7 環境記念日	

# 第1章 吹田市の環境政策

本市の環境政策の基本的な枠組みと施策の目標を紹介します。

## ■ 吹田市環境基本条例

本市は、平成9年（1997年）3月に「吹田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、本市の環境政策の考え方や進め方などの施策の基本的なことがらを定めています。

環境基本条例の主な内容

- （1）基本理念、施策の基本方針
- （2）市民、事業者、行政の責務
- （3）環境基本計画・環境白書
- （4）基本的な施策
- （5）環境審議会

## ■ 吹田市第2次環境基本計画（改訂版）

本市は、平成26年（2014年）3月に、第2次環境基本計画の改訂版を策定しました。これは吹田市環境基本条例に基づき、環境政策の目標や施策の柱を定めるものです。

### （1）計画の期間

平成26年度（2014年度）から  
平成31年度（2019年度）までの6年間

### （2）施策の体系と環境指標

分野ごとに目標と施策の柱を定め、さらに具体的な施策と担当部署を明記して、責任の明確化と施策の着実な推進を図ります。

### （3）重点プロジェクト

優先的に取り組む必要がある施策や、市民・事業者との協働の取り組みを促進させる施策、または環境に配慮した先導的施策として、特に重要なものを「重点プロジェクト」として設定し、その推進に取り組んでいます。



分野と目標	代表指標と目標値	施策の柱
<b>エネルギー</b> 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換 (P3～)	市域の年間エネルギー消費量 平成32年度(2020年度)までに (市域) <b>15.9PJ(ペタジュール)</b> (家庭部門・市民1人当たり) <b>8.6GJ(ギガジュール)</b> (業務部門・従業員1人当たり) <b>30.2GJ(ギガジュール)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ライフスタイルや事業活動の転換促進</li> <li>■ 省エネルギー機器等の導入促進</li> <li>■ 再生可能エネルギーの導入拡大</li> </ul>
<b>資源循環</b> 資源を大切に作る社会システムの形成 (P11～)	市民1人当たりごみ排出量(1日) 平成32年度(2020年度)までに <b>786g</b> リサイクル率 平成32年度(2020年度)までに <b>24.2%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発生抑制を優先する社会への転換</li> <li>■ 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築</li> <li>■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進</li> <li>■ 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築</li> <li>■ 水資源の有効利用と健全な水環境の推進</li> </ul>
<b>生活環境</b> 健康で快適なくらしを支える環境の保全 (P15～)	環境目標値達成率(大気、騒音、水質) 平成32年度(2020年度)までに <b>100%</b> (二酸化窒素、一般環境騒音、河川BOD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境汚染防止対策の推進</li> <li>■ 環境美化の推進</li> <li>■ ヒートアイランド対策の推進</li> <li>■ 日照障害・電波障害対策</li> </ul>
<b>みどり</b> みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成 (P25～)	吹田市域の緑被率 平成37年度(2025年度)までに <b>30%</b> 木々や草花などの緑が多いので まちに愛着や誇りを感じる市民の割合 平成32年度(2020年度)までに <b>62%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ みどりを継承する</li> <li>■ みどりを生み出す</li> <li>■ みどりを活かす</li> <li>■ 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める</li> </ul>
<b>都市環境</b> 快適な都市環境の創造 (P29～)	まちなみが美しいと感じる市民の割合 平成32年度(2020年度)までに <b>70%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観まちづくりの推進</li> <li>■ 自動車に過度に依存しない交通環境整備</li> <li>■ 環境に配慮した開発事業の誘導</li> </ul>
<b>重点プロジェクト</b> (P35～)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地球温暖化対策の推進</li> <li>■ ヒートアイランド対策の推進</li> <li>■ 連携・協働の推進</li> <li>■ エコスクールの推進</li> <li>■ 地域における環境教育の推進</li> </ul>

#### (4) 進行管理

年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、環境審議会に報告します。審議会での審議や評価

の内容を公表するとともに、次年度以降の施策に反映し、更なる取り組みを行います。

# 第2章 目標達成への施策の展開

## 第1節 エネルギー 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換

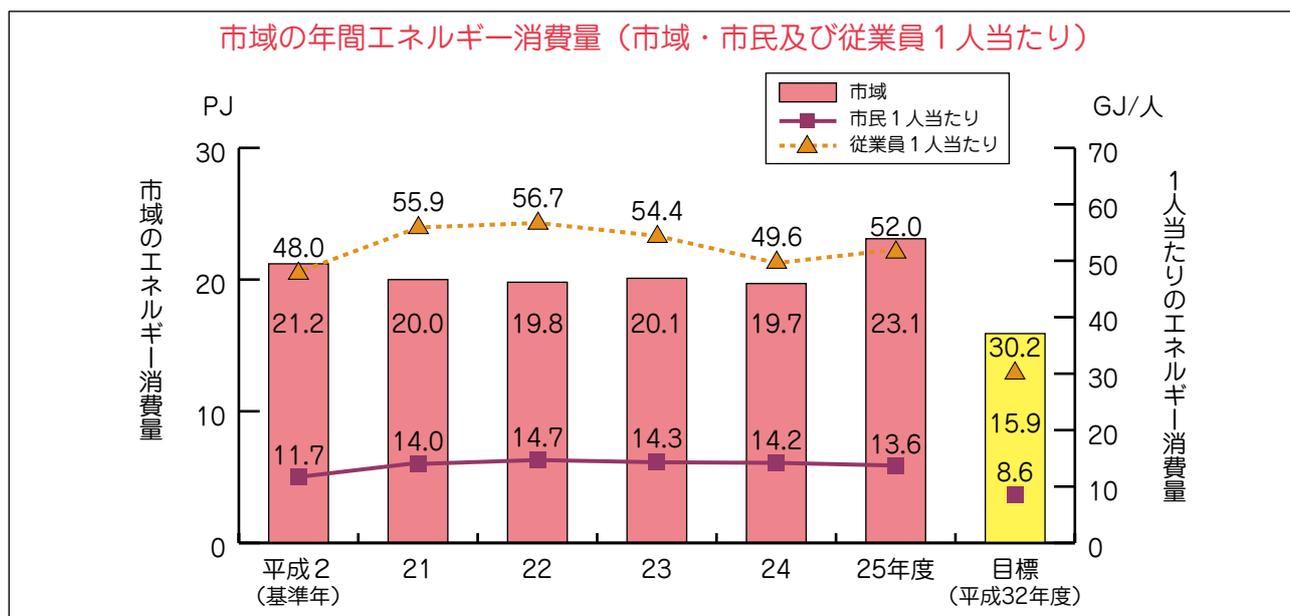
### [1] 環境の状況

地球温暖化について科学的な研究を行っている国際機関である「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」は、平成26年(2014年)に第5次評価報告書を発表しました。これによると、温暖化対策をしなければ、2100年における世界の平均気温は3.7～4.8℃上昇することを示し、気温上昇を2℃未満にするためには、二酸化炭素の排出量を2050年度までに40～70%削減し、2100年までにゼロまたはマイナスにする必要があると示しています。

本市は吹田市第2次環境基本計画(改訂版)において、市域、市民及び従業員1人当たりの年間エネルギー消費量を平成32年度(2020年度)までに、平成2年度(1990年度)比で25%以上削減するという目標を掲げています。

市域におけるエネルギー消費量は、目標の達成が極めて厳しい状況です。私たち一人ひとりの取り組みが必要です。

### 代表指標の進捗状況



### 指標の進捗状況

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標値
市域の年間温室効果ガス排出量(千トン-CO <sub>2</sub> )	1,796千トン (平成23年度)	1,884千トン (平成24年度)	2,232千トン (平成25年度)	1,315千トン
公共施設における再生可能エネルギー導入件数累計	59件	63件	68件	→
吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量(千トン-CO <sub>2</sub> )	75千トン	75千トン	81千トン	59千トン
市域における太陽光発電システム導入件数累計及び年間受給電力量(売電機器のみ)	2,000件 9,000kW	2,462件 11,719kW	2,866件 14,040kW	4,000件 22,000kW

※市域の年間エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の算出は統計データ集約の関係により2年遅れとなる。

## [2] 施策

### ■ 吹田市地球温暖化対策新実行計画（改訂版）（愛称：<sup>こっこつ</sup>すいたんのCO<sub>2</sub>大作戦R）

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として、平成28年（2016年）3月に、吹田市地球温暖化対策新実行計画（改訂版）を策定しました。本計画では、吹田市域の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の現況を分析して削減目標を設定するとともに、それらの目標を達成するために必要な

施策や取組を具体的に記載し、温室効果ガスの排出が抑制された未来の吹田市のすがたを示しています。市民のライフスタイルや事業者の事業スタイルを転換し、先進的な環境まちづくりを進めていくために、5つの取組を「重点施策」として設定しています。

### 吹田市地球温暖化新実行計画（改訂版）の重点施策と施策体系

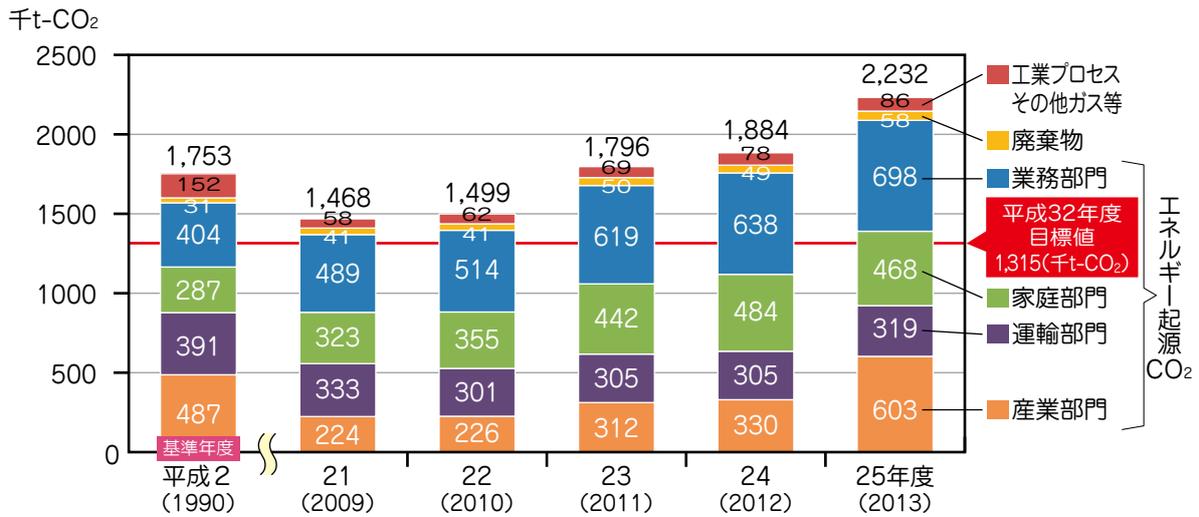
#### 重点施策

- |                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| (1) CO <sub>2</sub> 削減ポテンシャルの見える化 | (4) ヒートアイランド対策  |
| (2) 省エネルギー機器の導入促進                 | (5) 低炭素まちづくりの推進 |
| (3) 再生可能エネルギー、未利用エネルギーの利用促進       |                 |

#### 施策体系

（施策の分野）	（施策の柱）	（取組の方向性）
省エネルギーの促進 再生可能エネルギーの利用促進	・ ライフスタイルや事業活動の転換促進	市民や事業者は日常的に節エネ・省エネに取り組めます。市は制度面や情報提供等を通じてその活動を支援します。
	・ 省エネルギー機器等の導入促進	市民や事業者は、省エネルギー性能の高い機器等を選んで導入します。市は情報提供や補助制度等を通じて導入促進を支援するとともに、率先して機器等の導入を行います。
	・ 再生可能エネルギーの導入拡大	市民や事業者は、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。市は公共施設等での再生可能エネルギー導入を推進するとともに、補助制度等を通じて市民や事業者の設備導入を支援します。
廃棄物の発生抑制 循環型社会の形成	・ 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進	廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進に関する施策は、「一般廃棄物処理基本計画」のもとで実施することとします。
面的対策	緑地保全	・ みどりの保全、整備 みどりの保全、整備に関する施策は、「みどりの基本計画」のもとで実施することとします。
	公共交通機関の利用促進	・ 自動車に過度に依存しない交通環境整備 市民や事業者は、可能な限り自動車以外の移動手段を選ぶよう努めます。市は公共交通の利便性向上等を推進します。
	エネルギーの面的利用	・ 環境に配慮した開発事業の誘導 事業者は、開発行為にあたり「環境まちづくりガイドライン」等に基づく配慮を行います。市は情報提供や助言等を通じて適切な開発を誘導します。
適応策	・ ヒートアイランド対策の推進	市民や事業者は、打ち水やみどりのカーテンなどヒートアイランド現象の緩和に取り組み、空調削減に努めます。市は緑化や雨水浸透等の対策を推進します。
環境教育	・ 学校での環境教育（エコスクール）の推進	子どもたちは、学校生活や学習プログラムの中で、エネルギーや資源の大切さや省エネの工夫を学び実践します。学校や市は環境学習教材や環境教育の場の充実などを通じて、子どもたちの学びや環境行動を支援します。
	・ 地域における環境教育の推進	市民や事業者は、環境学習や協働の取組等に参加し、自らも情報発信します。市は環境学習機会を提供するとともに、情報発信や人材育成を推進します。

市域の温室効果ガス排出量の推移



吹田市役所エコオフィスプラン ～地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）～

本市は、市の事務事業の環境負荷低減に向けた率先行動計画として、平成11年（1999年）10月に「吹田市役所エコオフィスプラン」を策定しました。本プランに基づき、省エネルギー・省資源の推進、廃棄物の削減、グリーン購入の推進などに取り組んでいます。

平成13年（2001年）には環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得\*しました。その運用経験をもとに、さらに環境の取り組みを充実させた本市独自の環境マネジメントシステムを、平成22年度（2010年度）から運用しています。

本市のエコオフィスプランは、地球温暖化対策

の推進に関する法律において策定が義務付けられている、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減などを規定した実行計画であるとともに、以下の特徴があります。

- (1) 市の事務事業から排出される二酸化炭素排出量を、平成32年度（2020年度）までに、平成17年度（2005年度）に比べて、25%以上削減
- (2) 温室効果ガス削減に向けた取組を効果的に推進するためのPDCAサイクルによる進行管理
- (3) 下水処理場や浄水所などエネルギーを多量に消費する市の施設での重点的な取り組み

\* 本庁舎での取得。出張所は平成16年（2004年）に認証取得

吹田市役所エコオフィスプランによる取り組み



\*平成26年度から地方独立行政法人となった市民病院の実績値を除く。

## ■ 夏季及び冬季における市自らの節電の取組

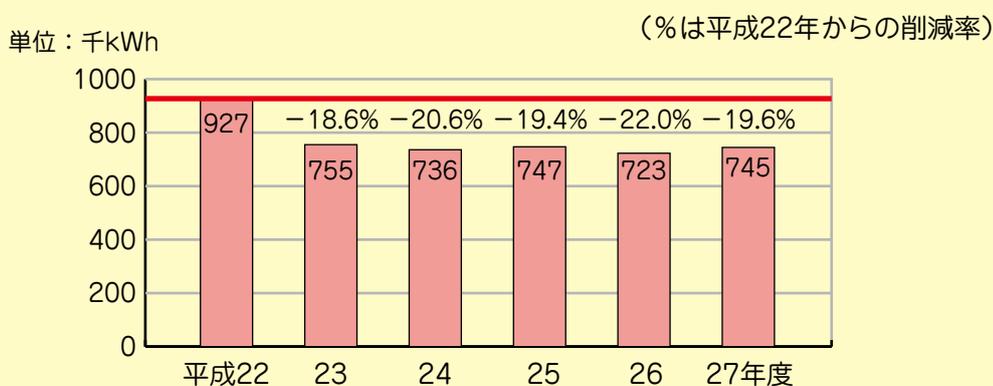
本市は、電力消費が増加する夏季及び冬季を「節電重点取組期間」として、本庁舎をはじめとして上下水道施設、学校や体育施設など多量に電力を使

う施設を中心に、節電を含む「節エネルギー」の取組みを一層強化しました。

本庁舎では、主に以下の取組みを行いました。

- (1) 照明の間引きと不要照明消灯の徹底
- (2) 暖房温度19℃、冷房温度28℃を徹底
- (3) エコスタイルキャンペーン、ウォームビズの実施
- (4) パソコン画面の輝度を低めに調整
- (5) 2up3down運動に努め、エレベーターの使用を控える
- (6) ノー残業デーの徹底

### 夏の節電重点取組期間（7月～9月）の市役所本庁舎における電力使用量



## ■ 家庭・事業所での取組支援

### (1) 環境まちづくりガイドライン

地球温暖化の原因である温室効果ガスは、家庭や事業所での電気やガスなどの使用、マイカーや運送車両の運行によるガソリンや軽油の消費、廃棄物の処理など、社会のあらゆる活動から排出されます。そのため、市民、事業者、行政がともにエネルギーや資源を大切に使い、ムダをなくすよう、日常生活や事業活動について、環境の視点から見

直す必要があります。

近年、環境に配慮することについての意識は定着しつつありますが、具体的にどのような行動をすればいいかは、わかりにくいものです。そこで、環境への取組みの具体例として、「吹田市環境まちづくりガイドライン」を策定しました。これを参考にして、自主的な実践を呼びかけています。

### 環境まちづくりガイドラインの構成

	名称	性質
市民版	ライフスタイル版	自己宣言
	キャンパスライフ版	
事業者版	事業活動版	企業の社会的責任
	開発・建築版	

**環境まちづくりガイドライン（ライフスタイル版）**

市域から排出される温室効果ガスのうち、家庭生活から排出されるものは全体の約25%を占めています。これに、マイカー利用から排出されるものを加えると、約40%に達し、家庭での環境に配慮した取り組みが必要です。

ライフスタイル版は、市民が家庭で身近に実践できる行動を分かりやすく、具体的に33項目に取りまとめています。



**キッチンで**

- 冷蔵庫は季節に合わせて温度を調節する
- 電気ポットや炊飯器の保温を止める
- 食用油を直接下水に流さない
- 作り過ぎず、食べ残さず、生ごみを減らす など

**買い物で**

- 買い物袋を持参してレジ袋をもらわない
- 詰め替え用やエコマークなどが付いた環境に配慮した商品を購入する
- 不必要で過剰な包装は断る
- 地産地消で旬の食べ物を食べる など

**車で**

- 外出はできるだけ徒歩や自転車、公共交通機関で行く
- 長時間停車する時はエンジンを切る
- 急発進、急ブレーキをやめる

**ごみを出す前に**

- 12種分別を徹底し、ビン・カン・新聞・雑誌などの資源ごみのリサイクルを進める
- 故障した物は、捨てずになるべく修理するなど

このほか、お風呂、居間・個室、洗面所での項目も含め、全部で33項目あります。

**環境まちづくりガイドライン（キャンパスライフ版）**

本市には5つの大学が立地しており、人口に占める学生の割合が非常に高いのが特徴です。このような中、学生自身の環境への気づき、行動が非常に重要です。

キャンパスライフ版は、市内4大学の学生が集まり、検討を重ねて、「eco大学生」としての行動をまとめたものです。

**環境まちづくりガイドライン（事業活動版、開発・建築版\*）**

事業活動版は、事業者が環境に配慮した事業活動を行うための、具体的な省エネルギー・省資源活動を例示しています。多くの組織・団体が取り組めるよう、どの事業所でも関連すると思われるエコオフィス活動を中心とした内容です。また空調や照明機器の更新の事例や、環境マネジメントシステムについての説明も掲載しています。

\*開発・建築版：p34参照



## (2) エコアクション21

エコアクション21認証登録制度は、環境省が定めた、主に中小企業向けの環境経営の認証・登録制度です。

本市は、吹田商工会議所と連携して、認証を取得しようとする事業者に、エコアクション21事務局を通じて専門家を派遣しています。専門家から環境経営についての助言を受けた事業者は、エコア

クション21の認証取得に向けて取り組みを実施します。認証を取得した事業者に対しては、本市はその取得費用の一部を助成しています。

平成27年度(2015年度)は、2事業所がエコアクション21の認証を取得しました。これで市内の認証・登録事業者数は26社となりました。

## ■ 建築物の低炭素への取組

### (1) 千里ニュータウンプラザ

千里ニュータウンのまちびらきから50年が経過した成熟した都市にふさわしい複合拠点施設として、阪急南千里駅前に平成24年(2012年)9月にオープンしました。出張所、公民館、図書館、保健センター、市民公益活動拠点施設などの多くの公共機能を備えています。

多くの室内に自然の通風や採光を取り入れる構造や、屋上とバルコニーへの太陽光パネル設置、壁面緑化など様々な環境配慮がなされています。



- ・ 自然の光や風を取入れた照明や省エネルギー化するためのパッシブリスミング空調運転
- ・ 太陽光発電システム(14.4kW)
- ・ 雨水貯留槽の設置、中水利用
- ・ 高効率機器の使用(LED照明など)
- ・ BEMS\*によるエネルギー管理、制御
- ・ 人感センサー照明による光熱水費の削減

\*「ビル・エネルギー管理システム」(Building and Energy Management System)

### (2) 子育て青少年拠点 夢つながり未来館(ゆいぴあ)

阪急山田駅前に平成23年(2011年)3月にオープンした子育て青少年拠点 夢つながり未来館(ゆいぴあ)は青少年支援、子育て支援、図書館が一体となった施設です。

オープンスペースに設置した採光施設(光庭)を通して光がふりそそぐ地下の図書館や、太陽光発電システム(20kW)の設置、仕上げを施さない天井や再生材の利用など様々な環境保全に配慮した建築物です。

子育て青少年拠点夢つながり未来館(ゆいぴあ)は、大阪府が環境への配慮に優れた建築物を表彰する「大阪サステナブル建築賞」(大阪建築環境配慮賞)の特別賞を平成23年に受賞しました。



### (3) 千里丘図書館

千里丘図書館は環境や子育て、障がい者やシニアに「やさしい」図書館を目指して平成25年（2013年）1月にオープンしました。館内には太陽光発電システムや屋上緑化、自然採光などを取り入れています。屋上の植栽は地域のボランティアによって手入れがされています。雨水を利用した散水も行われています。



屋上の太陽光パネルと植栽



- ・太陽光発電システム（3.5kW）
- ・雨水利用（用途：植栽の散水）
- ・自然光採光（用途：1階、2階の採光の効率化）
- ・屋上緑化

### (4) 阪急千里山駅前東自転車駐車場

阪急千里山駅の東側に平成25年（2013年）7月19日にオープンしました。3階建てで1,300台の自転車、バイクを収容できます。線路側の壁一面の「壁面緑化」は西日を受け流す「大規模な緑のカーテン」になっています。屋上には太陽光発電システム（41kW）があり、施設の電気をまかっています。

- ・太陽光発電システム（41kW）
- ・壁面緑化
- ・屋上緑化

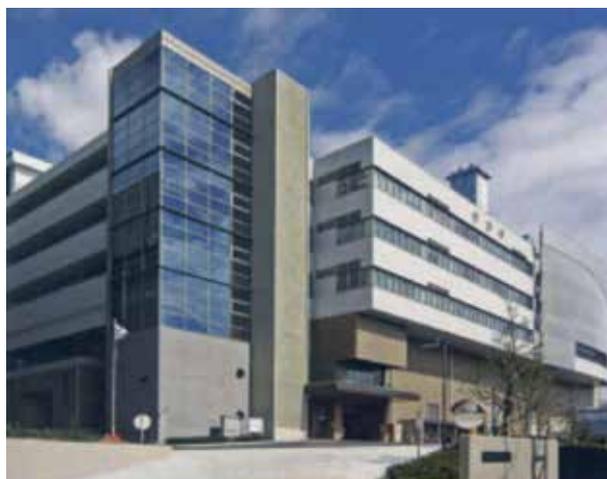


屋根一面に設置された太陽光パネル

### (5) 資源循環エネルギーセンター

本市のごみ焼却施設である資源循環エネルギーセンターは、平成22年（2010年）3月に運転を開始しました。1日に最大480トンのごみを焼却する能力があります。

ダイオキシン類の厳しい規制値をクリアする最新の排ガス処理設備を始めとして、廃熱利用による高効率発電設備（最大13,000kW）、焼却灰の熔融スラグ化（再資源化）設備など、クリーンかつ低炭素、循環型社会の形成に対応する施設です。



## (6) ストックヤード

ストックヤードは、破碎選別工場で選別されたペットボトル・ビンや資源循環エネルギーセンターから出る溶融スラグを保管する施設として、



平成26年(2014年)3月から運用を開始しています。

施設内には、ガラスの廃カレットと灰溶融スラグを利用したインターロッキングブロックを使用した歩道を整備するなど様々な環境配慮がなされています。

- ・太陽光発電システム(150kW)
- ・ハイブリッド街路灯3基
- ・壁面緑化
- ・リサイクルベンチ(廃プラスチック利用)
- ・雨水利用(植栽への散水)
- ・工業用水利用(トイレ洗浄水等)

## (7) 千里丘北小学校

千里丘北小学校は、市内で29年ぶりの新設校として、平成27年(2015年)4月に開校しました。

校舎は採光を考え、廊下の中央部の光庭を取り囲む回廊片廊下型となっています。また廊下の外

- ・太陽光発電システム(10kW)
- ・雨水貯留槽(400トン)
- ・屋上緑化
- ・自然光採光(光庭)

側に各教室を配置することで見通しを良くし、学年を超えたフロアごとの一体感を高めています。廊下にはクッションと温かみのある空間にしようと、木調の内装を取り入れています。



## (8) 市立吹田サッカースタジアム

万博記念公園内に平成27年(2015年)9月30日に竣工した本スタジアムは、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)において、最高ランクのSランクを取得するなど、多様な方法で環境に配慮した「エコ・スタジアム」です。

本スタジアムは、スタジアム建設募金団体によ

- ・太陽光発電システム(504kW)
- ・フィールド内照明のオールLED化
- ・給湯設備
- ・空調設備への高効率機器の採用
- ・雨水利用(トイレ洗浄水等)
- ・スタジアムへの自然通風の確保

り建設され、吹田市に寄贈された施設であり、ガンバ大阪のホームスタジアムです。その建設にあたっては、吹田市環境まちづくり影響評価条例の手続きにおいて、環境の保全と良好な環境の創造のための効果的な環境取組が検討されています。



(c)ガンバ大阪

## 第2節 資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成

### [1] 環境の状況

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちの生活を物質的に豊かにした反面、限りある資源を大量に消費し、それをごみとして廃棄することで、環境に大きな負荷を与え、様々な問題を生じさせています。

私たち一人ひとりの生活のあり方や、事業活動を見直すことにより、廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進する「循環型社会」を形成する必要があります。

本市は吹田市第2次環境基本計画（改訂版）において、市民1人当たりの1日のごみ排出量とリサイクル率を目標に掲げています。

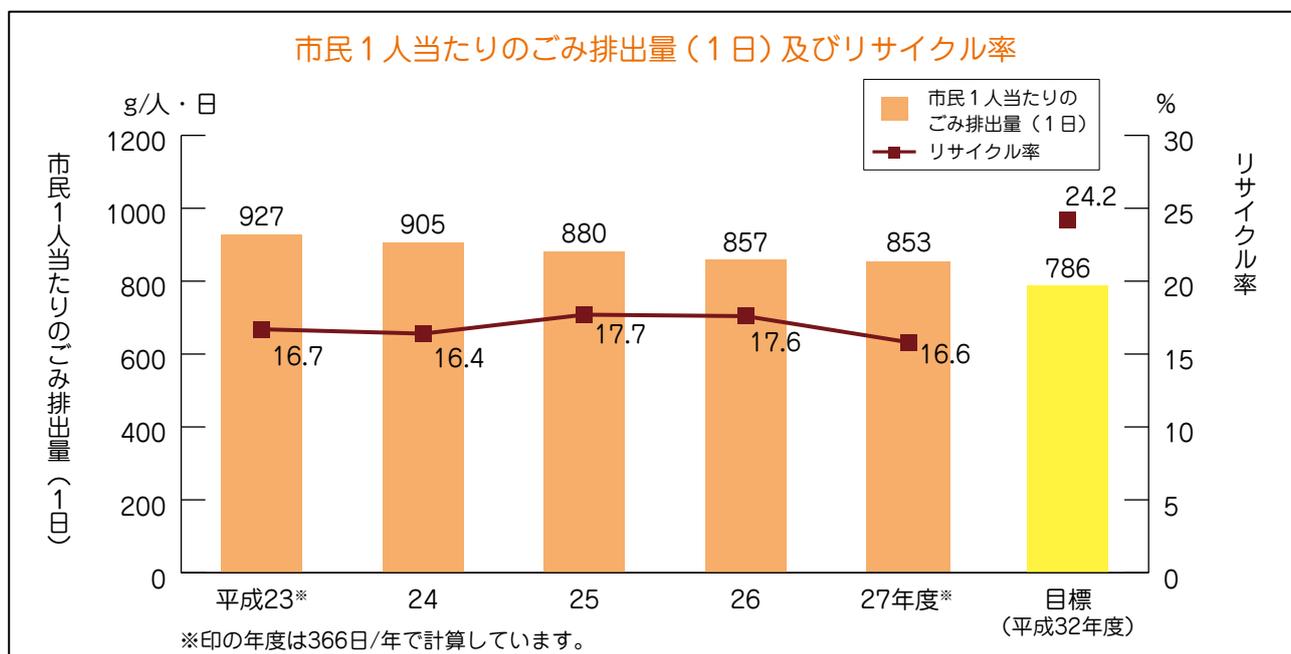
#### (1) ごみの排出状況

1年間に燃焼ごみや資源ごみなどを含めてごみとして排出される全ての量（ごみの年間排出量）は、平成13年度（2001年度）以降、減少傾向にあります。平成27年度（2015年度）は114,082トン（家庭系ごみと事業系ごみの合計）でした。市民1人当たりになおすと、1日に853グラムでした。

#### (2) ごみのリサイクル状況

市が資源ごみとして収集する缶やびん、拠点回収によるペットボトルや牛乳パック、集団回収による新聞紙やダンボールなど、リサイクルした量がごみ全体に占める割合（リサイクル率）は、平成27年度（2015年度）は16.6%でした。

### 代表指標の進捗状況



### 指標の進捗状況

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標値	
ごみの年間搬入量	99,963トン	97,893トン	98,893トン	79,352トン	
ごみの年間排出量	家庭系ごみ	79,389トン	78,058トン	78,808トン	74,106トン
	事業系ごみ	36,137トン	35,088トン	35,274トン	26,464トン
マイバッグ持参率	44.1%	43.8%	44.1%	60%	

## [2] 施策

### ■ 吹田市一般廃棄物処理基本計画

本市は、平成24年（2012年）3月にごみの減量や適正処理の基本方向・基本施策を定めた「吹田市一般廃棄物処理基本計画」の改訂を行いました。

#### 期間

平成24年度（2012年度）～平成32年度（2020年度）

#### 基本理念

吹田らしいコミュニティ活動を展開し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

#### 基本方向

- 1 発生抑制を優先する社会へ転換を目指す。
- 2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築を目指す。
- 3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進を目指す。
- 4 リサイクルや適正処理等に適し、持続可能な低炭素社会実現にも寄与する収集体制や処理システムの構築を目指す。

#### 計画の目標

平成32年（2020年）までに、以下のごみの減量目標値の実現を図ります。

- ・ごみ排出量（集団回収を含む）を、平成22年度（2010年度）と比較して、17%削減します。
- ・ごみ排出量の24%を資源化（市が関与する資源化）します。

### ■ 発生抑制を優先する社会への転換

#### （1）マイバッグキャンペーン

市内の事業者、市民団体、本市などで構成する「すいたレジ袋削減・マイバッグ推進協議会」は、協働してマイバッグ持参運動に取り組んでいます。平成30年（2018年）3月31日までにマイバッグ持参率を60%とすることを目標に掲げ、市内の小売店と協定を締結し、レジ袋削減に取り組んでい

ます。平成28年（2016年）3月末でマイバッグ持参率は44.1%です。

広域的な取り組みとして、豊中市など北摂7市1町で連携して、ポスターを作成し啓発を行っています。また、共同でマイバッグキャンペーンを行っています。

吹田市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定締結事業者（平成28年（2016年）3月末現在）

事業者名	店舗名
イオンリテール（株）	イオン南千里店、イオン北千里店、イオン吹田店
（株）いかりスーパーマーケット	王子支店
イズミヤ（株）	千里丘店、デイリーカナートイズミヤ山田西店
大阪よどがわ市民生活協同組合	
（株）関西スーパーマーケット	佐井寺店、江坂店
（株）光洋	KOHYO江坂店、KOHYO山田店、マックスバリュ江坂店、マックスバリュ吹田千里丘店、マックスバリュ北山田店、ピーコックストア北千里店、ピーコックストア千里山店、ピーコックストア津雲台店
生活協同組合コープこうべ	コープ吹田、コープミニ山田
（株）ダイエー	グルメシティ江坂店、ダイエー公園前店
（株）阪食	阪急オアシス北千里店、阪急オアシス南千里店、阪急オアシス桃山台店、阪急オアシス千里山竹園店、阪急オアシス千里山店
（株）平和堂	フレンドマート岸辺店
（株）ライフコーポレーション	吹田泉町店、豊津店、桃山台店、岸部店

(2) 家庭系廃食用油の回収

家庭での使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、リサイクルしています。回収した油は、別の製品の原材料として再生されます。

現在、市内11か所の公共施設で拠点回収を行っています。平成27年度（2015年度）は、4.12トン回収しました。



■ 多くの市民が参加できるリサイクルシステムの構築

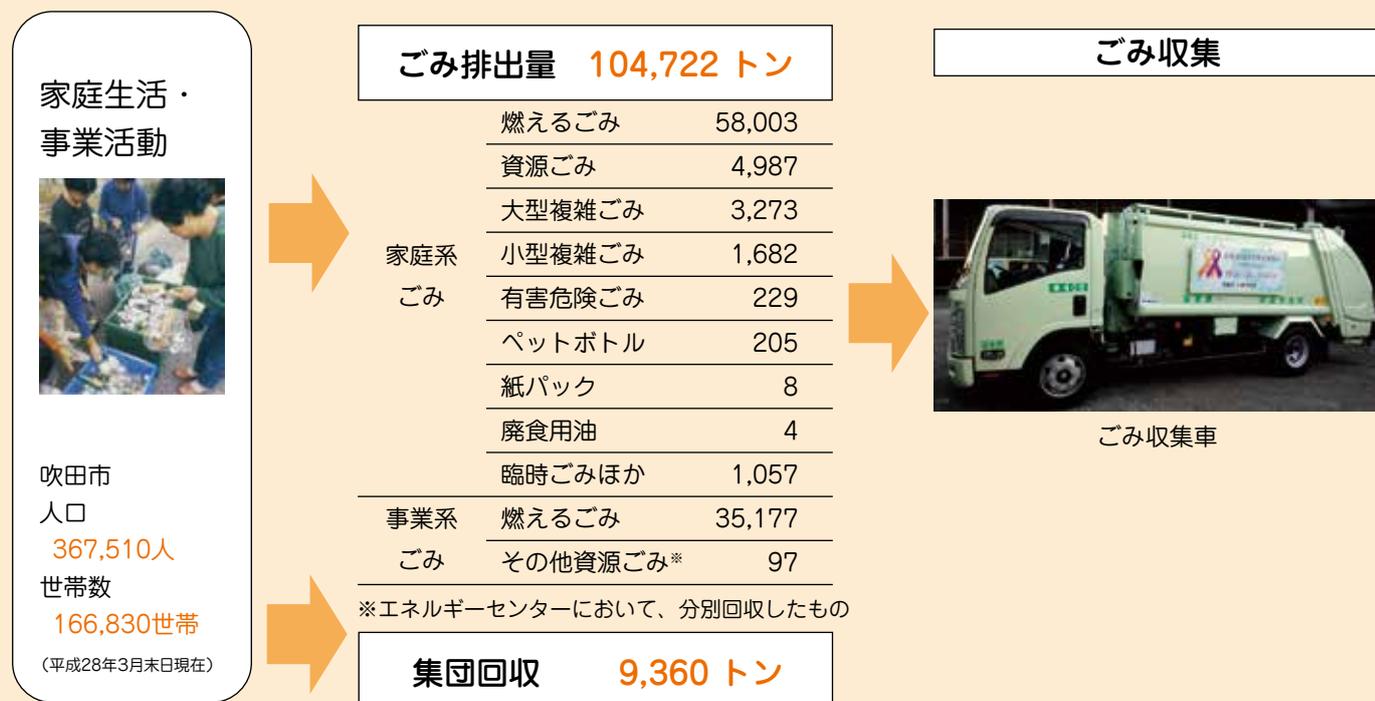
(1) 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、34地区の連合自治会からの推薦により推進員を委嘱し、平成7年（1995年）11月に発足しました。推進員は、地域でゴミの減量や分別についての推進役として活躍しています。平成28年（2016年）3月末現在433人の推進員が活動しています。

(2) 再生資源集団回収の推進

本市は、自治会や子ども会などの集団回収を推進しています。平成27年度（2015年度）は、460団体が実施し、9,360トン回収しました。集団回収は、本市のリサイクル率におおいに役立っています。

平成27年度（2015年度）ごみの収集、処分、再資源化の状況



### (3) 資源リサイクルセンターでの活動

市民のリサイクル活動を推進する拠点施設として、全国に先駆けて平成4年(1992年)に開設しました。

このセンターは、市民活動・環境学習の場であるだけでなく、市民研究員による研究活動のため

の場、また破碎選別工場と併設することで、回収資源の物流センターとしての場でもあります。本市は、公益財団法人千里リサイクルプラザを指定管理者として、施設の運営を委託しています。

### (4) すいたエコイベント宣言

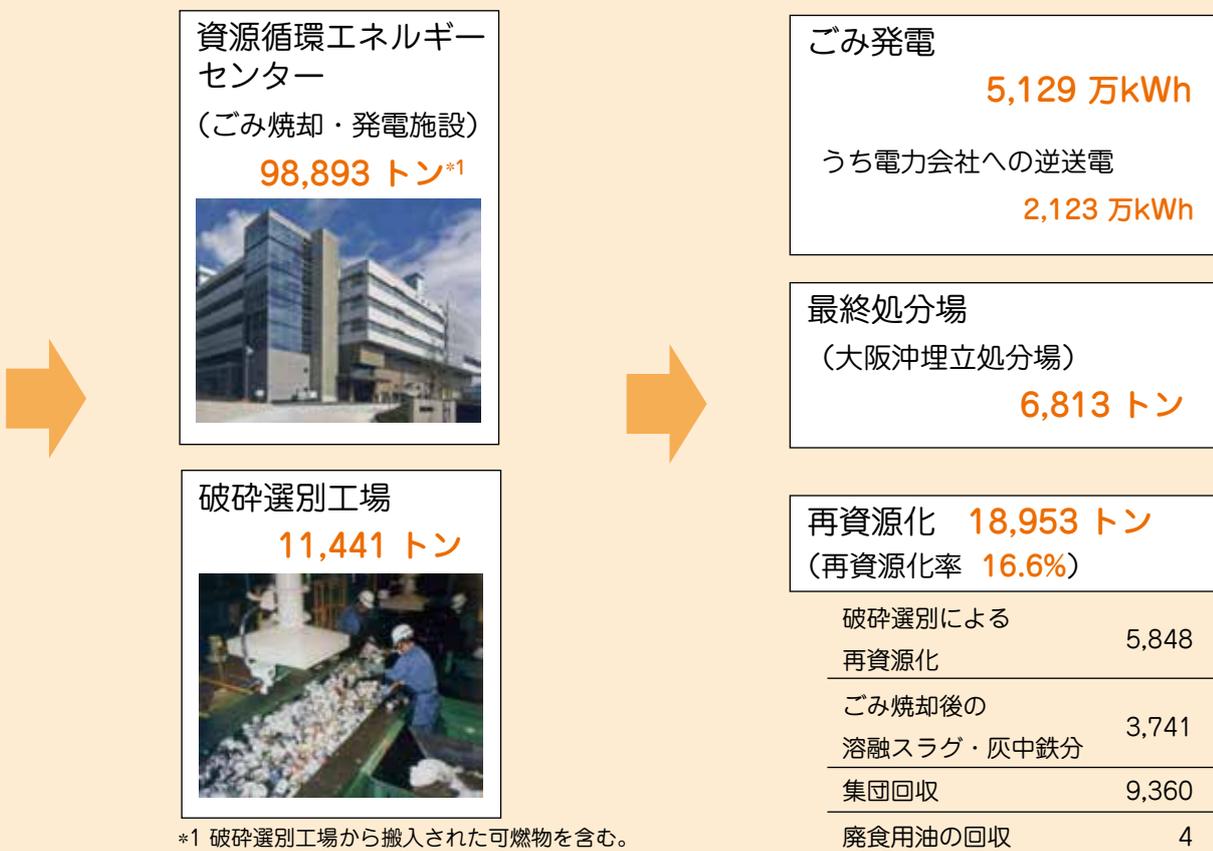
すいたエコイベント宣言とは、イベント主催者がごみの減量など環境に配慮した取り組みを宣言し、イベント参加者に対して環境意識の向上を図

る取り組みです。平成27年度(2015年度)は、34事業でエコイベントが宣言されました。

## ■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

毎月2t以上のごみを排出する事業者(多量排出占有者)に対して、事業系一般廃棄物の減量計画を定め、廃棄物管理責任者を選任することを指導しています。更に、事業活動に伴うごみの処理やリサイクルの責任は排出者である事業者の責任である

ことを浸透させるとともに、搬入検査の強化、紙ごみ等の資源化をはじめ搬出管理指導の強化などを図っています。平成27年度(2015年度)は、201事業所に対して指導を行いました。



## 第3節 生活環境 健康で快適なくらしを支える環境の保全

### [1] 環境の状況

我が国の高度経済成長期に特に深刻になった公害問題は、公害防止関連法令による排出規制が行われ、環境保全への企業努力や、優れた公害防止技術の普及により、一定の解決が図られつつあります。

現在課題となっているのは、私たちの日常生活や、事業活動による騒音などの問題です。また、アスベストなど身の回りにある多種多様な化学物質や、都市化の進展によるヒートアイランド現象も、健康で安全な生活環境を保全するうえで課題となっています。

本市は、事業者の法令順守を確認し、公害防止対策の指導・支援を行うとともに、大気や水質などの環境測定を実施しています。

#### (1) 大気(二酸化窒素)

平成27年度(2015年度)は、4か所全ての測定局で、国の環境基準と市の目標を達成しました。

#### (2) 騒音(一般環境)

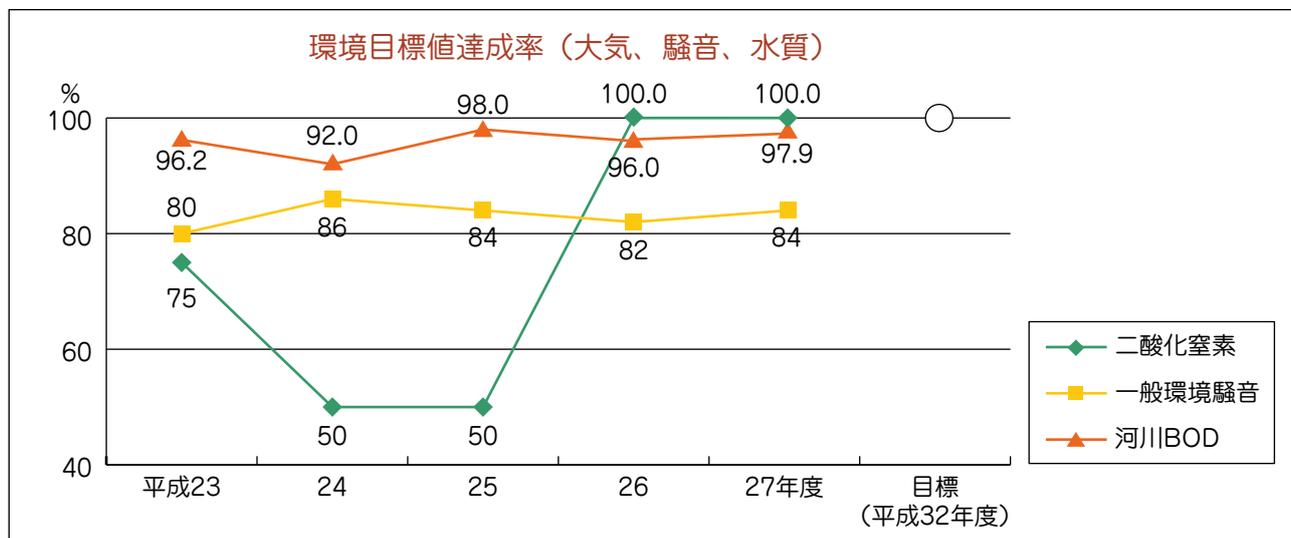
環境目標値達成率は、ほぼ横ばいです。

#### (3) 水質(河川BOD\*)

目標達成率は、ほぼ100%に近づいています。

\* BOD：生物化学的酸素要求量

### 代表指標の進捗状況



### 指標の進捗状況

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標値
下水処理水の高度処理普及率	60.8%	61.0%	64.2%	65%
環境美化推進重点地区	4地区	5地区	6地区	15地区
熱帯夜日数(5年移動平均値)	38日	40日	33日	35日
雨水浸透箇所数累計	236か所	240か所	257か所	373か所
透水性舗装面積累計	51,909㎡	54,658㎡	56,517㎡	59,500㎡

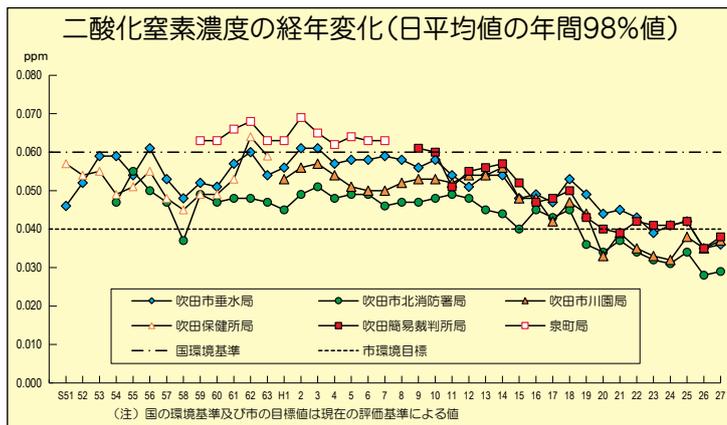
## ■ 大気汚染の状況

### (1) 二酸化窒素

二酸化窒素は、自動車の排出ガスや、工場やビルに設置されているボイラー、廃棄物焼却炉の排出ガスなどに含まれる大気汚染物質のひとつです。

本市は国よりも厳しい基準を、独自に環境目標として設定しています。

大気中の濃度は減少傾向にあります。平成27年度(2015年度)は、全ての測定局で国の環境基準と市の目標を達成しました。

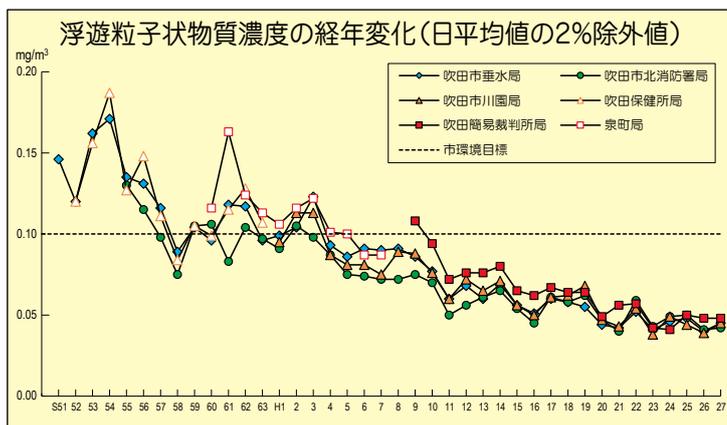


### (2) 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒径10マイクロメートル\*以下のものを、浮遊粒子状物質といいます。工場や自動車の排出ガスのほか、土壌粒子や海塩粒子など自然環境によるものも含まれます。

年間平均、日平均値の2%除外値とも全ての測定局で経年的に減少の傾向にあります。平成27年度(2015年度)は、全ての測定局で環境目標を達成しました。

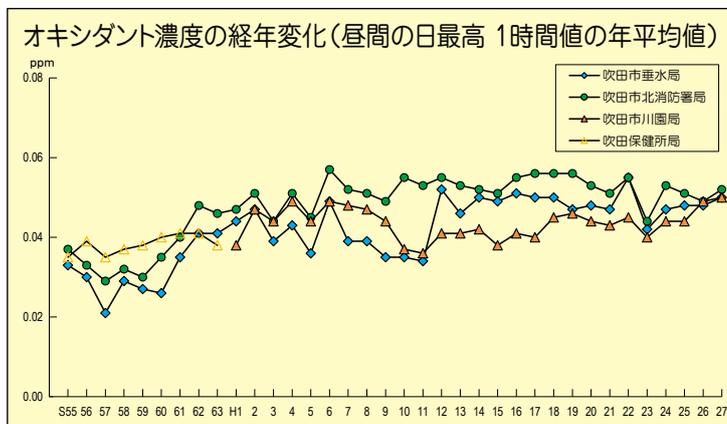
\* 1マイクロメートルは、100万分の1メートル



### (3) 光化学オキシダント・光化学スモッグ

光化学オキシダントは、複数の大気汚染物質が、大気中で太陽光により化学反応を起こして生成する物質で、光化学スモッグの原因となります。気温や日射量などの気象条件の影響を受けるため、夏期の晴天・無風時に多く発生します。

平成27年度(2015年度)は全ての測定局で環境目標を達成できませんでした。また光化学スモッグ予報(0.08ppm以上)は3件、注意報(0.12ppm以上)は2件、発令されました。



(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

平成27年度(2015年度)は一般環境測定局と沿道環境測定局の2か所で測定を行い、一般環境測定

局で市の環境目標を達成しました。

環境目標	年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
暫定指針*	日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

\* 注意喚起のための目安として暫定的に設定

(5) その他の大気測定項目

本市が環境目標を定めている、二酸化硫黄、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類の大気環境測定局と測定項目

ほか、国の指針値がある塩化ビニルモノマーなどについても定期的に測定しています。平成27年度(2015年度)は全ての項目で基準を達成しました。

	吹田市垂水局 (一般環境)	吹田市北消防署局 (一般環境)	吹田市川園局 (一般環境)	吹田簡易裁判所局 (沿道環境)	移動観測車
二酸化硫黄	○	○	○	○	
窒素酸化物(二酸化窒素・一酸化窒素)	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○
微小粒子状物質(PM2.5)		○		○	
光化学オキシダント	○	○	○		○
一酸化炭素				○	
炭化水素(非メタン炭化水素・全炭化水素)		○		○	○
有害大気汚染物質		○		○	
ダイオキシン類	○	○	○	○	
気象	風向・風速	○	○	○	
	温度・湿度		○		
	日射量		○		

■ 水質汚濁の状況

(1) 健康項目

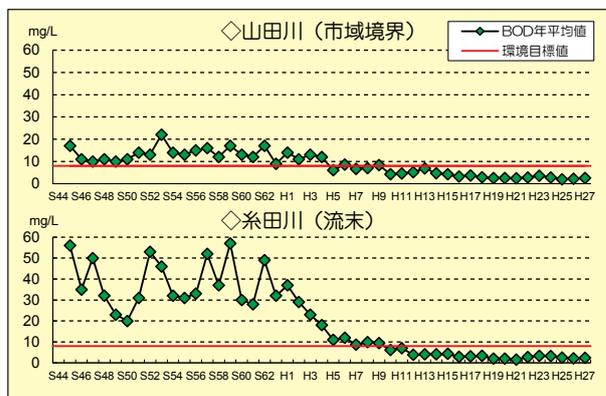
健康項目とは、河川や海における水質の環境基準のうち、有害物質についての基準のことです。国が、カドミウム、シアン、水銀など27物質を指定しています。本市は、市内の河川・水路5か所と、ため池15か所で測定しています。

平成27年度(2015年度)は、全ての地点で環境目標を達成しました。

(2) 生活環境項目

生活環境項目とは、河川や海における水質の環境基準のうち、水のきれいさなど生活環境を保全

河川の水質(BOD\*)の経年変化



\* BOD: 水の汚れの指標のひとつで、数字が小さいほど水がきれい

するうえで維持することが望ましい基準のことで、国が、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)など12項目を指定しています。本市は、市内の河川・水路12か所と、

## ■ 地下水汚染

平成27年度(2015年度)は、概況調査を市内の5か所で、過去に汚染があった地下水の調査(継続的な水質監視調査)を10か所で行いました。概況

## ■ 騒音の状況

### (1) 一般環境騒音

市内の50地点を毎年1/3ずつ測定しています。全体(50地点)の84%にあたる42地点で、昼夜とも環境目標を達成しました。

### (2) 道路交通騒音

名神高速道路、中国自動車道、国道423号(新御堂筋)などの幹線道路18路線30地点を3カ年かけて測定しています。全体(30地点)の83%にあたる25地点で、昼夜とも環境目標を達成しました。

また、騒音測定値や道路構造などのデータから、幹線道路付近の住居ごとに道路交通騒音の大きさを予測して、環境基準達成状況を評価(面的評価)しました。その結果、昼夜とも環境基準を達成したのは91%(平成27年度(2015年度)調査)でした。

ため池15か所で測定しています。

平成27年度(2015年度)は、浮遊物質と溶存酸素量については、全ての河川・水路で環境目標を達成しました。

調査では5か所で、継続的な水質監視調査では7か所で環境目標を達成しました。

### (3) 航空機騒音

平成27年度(2015年度)は、東行き離陸機の影響を受ける江坂町と着陸機の影響を受ける芳野町の2地点で航空機騒音を測定しました。その結果、両地点とも環境目標を達成しました。

### (4) 鉄軌道騒音

平成27年度(2015年度)は、JR東海道線、阪急京都線及び千里線沿いの計4か所(各3地点)で鉄軌道騒音を測定しました。4か所(8地点)で環境目標を達成しました。

一般環境騒音の環境目標達成地点数(平成25年度から平成27年度まで)

地域の 類型	用途地域	調査 地点数	環境目標達成地点数		
			昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	昼夜とも
A	第1種低層住居専用地域	7	7	7	7
	第1・2種中高層住居専用	25	22	22	21
	小計	32	29 (91%)	29 (91%)	28 (88%)
B	第1・2種住居地域	11	9	10	9
	小計	11	9 (82%)	10 (91%)	9 (82%)
C	近隣商業地域・商業地域	3	3	2	2
	準工業地域・工業地域	4	4	3	3
	小計	7	7 (100%)	5 (71%)	5 (71%)
合計		50	45 (90%)	44 (88%)	42 (84%)

一般環境(道路に面しない地域)での環境目標値は、A地域・B地域は昼間55dB、夜間45dB。C地域は昼間60dB、夜間50dB。

道路交通騒音の環境目標\*達成地点数（平成25年度から平成27年度まで）

道路の種類	調査地点数	環境目標達成地点数		
		昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	昼夜とも
名神高速道路	3	3	3	3
中国自動車道	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	0	0
国道423号（新御堂筋）	5	5	3	3
国道479号（大阪内環状線）	3	2	2	2
府道（12路線）	14	14	13	13
市道（4車線道路：1路線）	1	1	1	1
合計（18路線）	30	29 (97%)	25 (83%)	25 (83%)

\* 幹線道路の特例を適用した場合の環境目標（昼間70dB、夜間65dB）の達成状況

## [2] 施策

### ■ 公害防止対策

#### (1) 工場や事業場等での公害対策

本市は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの公害防止法令\*で規制を受ける工場や事業場に対して立入検査を行い、排出基準などの法令を遵守しているか確認しています。また、事業者が設備を更新するときには、最新の公害対策を行うよう指

導しています。平成27年度（2015年度）は、立入検査を延べ167回行いました。

\*大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、吹田市環境の保全等に関する条例

#### (2) 公害防止協定の締結

本市は、規模の大きな工場や事業場と公害防止協定を締結しています。大気汚染防止（硫黄酸化物）に係る公害防止協定は、13工場・事業場と、水

質汚濁防止（生物化学的酸素要求量）に係る公害防止協定は、4工場・事業場と締結しています。

（大気汚染防止）硫黄酸化物に係る公害防止協定締結工場・事業場

工場名	事業場名
アサヒビール（株）吹田工場	学校法人 大阪学院大学
オリエンタル酵母工業（株）大阪工場	国立大学法人 大阪大学
北越紀州製紙（株）大阪工場	学校法人 関西大学
昭和化工（株）本社工場	国立循環器病研究センター
日本製紙パピリア（株）吹田工場	大日本住友製薬（株）総合研究所
山崎製パン（株）大阪第一工場	西日本旅客鉄道（株）社員研修センター
	西日本旅客鉄道（株）近畿統括本部吹田総合車両所

(水質汚濁防止) 生物化学的酸素要求量に係る公害防止協定締結工場・事業場

工場名	事業場名
オリエンタル酵母工業(株)大阪工場	西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部吹田総合車両所
北越紀州製紙(株)大阪工場	
山崎製パン(株)大阪第一工場	

(3) 石綿(アスベスト)飛散防止対策

石綿は、かつて、建築物や工作物に、耐火材や断熱材、防音材などに使われてきました。現在は製造や使用が禁止されていますが、過去に建てられた建築物や工作物の中には、今も使用されているものがあります。これらの解体工事は、平成40年(2028年)頃にピークを迎えると言われており、石綿が工事によって、大気中に飛散しないよう、法令\*による規制が行われています。

工事施工前には、石綿の有無の調査を行い、その

結果を工事現場に掲示するとともに、石綿があると判明した際は、市への届出、高性能集じん機による負圧条件下での隔離作業などの厳しい作業基準を遵守しなければなりません。

本市は、これらの遵守状況を現地で確認しています。平成27年度(2015年度)は、立入検査や現地調査を170件行いました。

\* 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例

(4) 生活排水対策

本市の公共下水道の普及率は、平成27年度(2015年度)末で99.9%\*です。下水道の普及率は高い水準ですが、家庭から汚い生活排水を多量に流してしまうと、下水処理場での処理が難しくな

り、川や海を汚してしまいます。そこで、本市は市報すいたやホームページなどを通じて、水環境保全についての啓発を行っています。

\* 人口比での普及率は99.9%、面積比では97.5%

(5) 土壌・地下水汚染対策

土地の所有者等は、有害物質の使用施設を廃止した場合や、一定規模以上の土地を造成したりする際に、過去の土地の利用履歴から土壌汚染のおそれがある場合には、調査を実施する必要があります。本市は、調査の報告を受け、基準値を超過している場合は、法令\*に基づき区域指定を行います。

区域指定がされた土地では、健康被害のおそれ

の有無に応じた対応が必要になります。

平成27年度(2015年度)末時点で、法に基づく形質変更時要届出区域は10か所あり、法に基づく要措置区域はありません。大阪府条例に基づく要措置管理区域及び要届出管理区域はありません。

\* 土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例

土壌汚染法令に基づく区域指定の区分

要措置区域(法) 要措置管理区域(大阪府条例)	その土地に一般の人が立ち入ることができる場合や、周辺で地下水を飲み水として利用している場合など健康被害のおそれがあると認められるため、盛土、封じ込めなどの対策が必要な区域
形質変更時要届出区域(法) 要届出管理区域(大阪府条例)	健康被害のおそれがないと認められ、土地の造成や掘削などの際に届け出が必要な区域

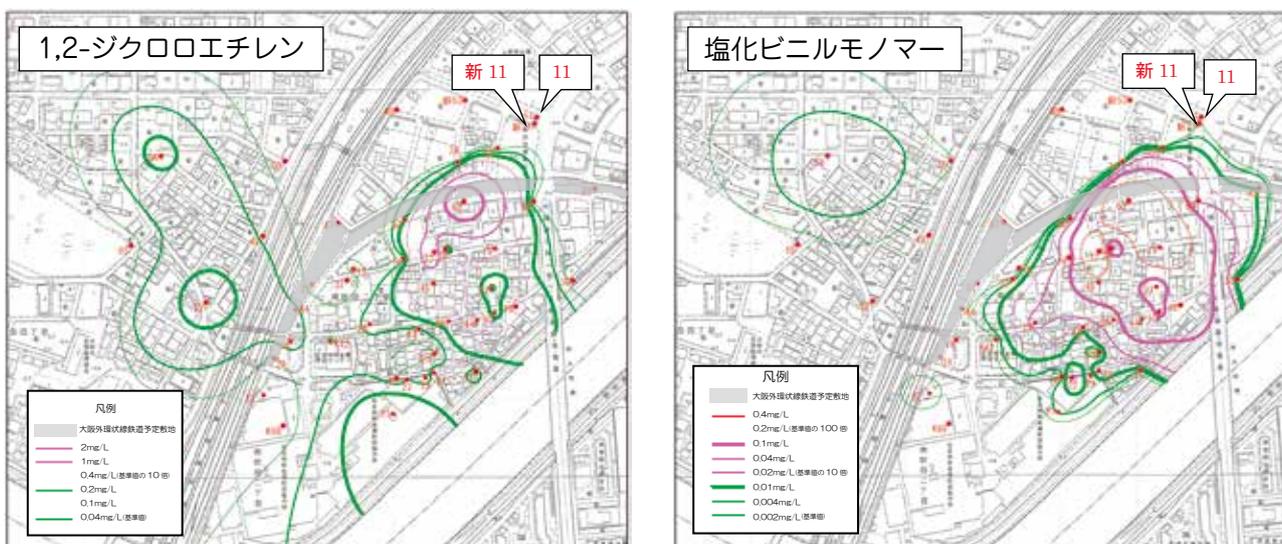
(6) 南吹田地域の地下水汚染対策

南吹田2丁目及びその周辺地域で確認されている有機塩素化合物による地下水汚染については、学識経験者の助言を得ながら問題解決に向け、取組を進めています。

これまでの調査結果により、地下水汚染の北東部の観測井戸No.11は周辺の観測井戸よりも地下水位が低く、汚染が到達した場合は第二帯水層に深く汚染が落ち込むことが推察されます。

平成27年度(2015年度)は、No.11の近傍に新No.11を設置し調査したところ、塩化ビニルモノマーが環境基準値を超過して検出されました。新No.11はNo.11同様、地下水位が低いため、鉛直方向への汚染拡散のおそれが生じています。そのため、No.11周辺の調査を行い、地下水位低下の範囲及び汚染状況を把握し、汚染拡散防止対策の基本方針案を作成する業務を進めています。

【平成28年(2016年)2月の地下水汚染分布図】



注:コンター線は、調査地点での測定結果を基に描いていますが、推定が含まれている部分もあります。

■ 公害苦情の状況

平成27年度(2015年度)に受け付けた公害苦情は127件で、前年度からの繰り越し案件も含めると155件に対応しました。このうち解決したものは

89件(57.4%)でした。

騒音苦情が最も多く、建物の解体や建設工事が主な原因となっています。

■ 公害健康被害者の救済

国によって定められている公害健康被害補償法の一部改正により、昭和63年(1988年)3月に、第一種地域の指定が解除され、新たに大気汚染の影響による健康被害者の認定は行われなくなりましたが、指定解除前に申請して認定を受けた既被認定者に対して、各種補償給付の支給や健康

回復保持増進のための各種保健福祉事業を引き続き実施しています。

また、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、公害健康被害予防事業も実施しています。

## ■ 研究施設などにおける環境安全の確保

本市は、バイオ・ライフサイエンス関連の研究機関や大学等が数多く立地する地域特性から、遺伝子組換え施設についての条例を平成6年(1994年)に全国に先駆けて制定しました。平成23年(2011年)には、条例の一部を改正\*し、屋外での遺伝子組換え生物等の使用、病原体等や放射性同位元素の取り扱いにも対象を拡げました。

本条例は、事業者が法令に基づく適切な管理を行うのはもちろんのこと、事業者自らが安全管理をするための組織や規程を整備することを求めています。また、事業者が安全管理に関する情報を、市民にわかりやすく発信することにより、市民と

の信頼関係を構築し、地域社会と調和する社会的責務を果たすことを求めています。市のホームページから、事業者の安全管理に関する情報を閲覧することができます。

本市は、全ての届出事業者と環境安全協定を締結し、さらなる安全確保に努めています。平成27年度(2015年度)は、立入調査を延べ22回行い、すべての事業所で施設が適正に管理されていることを確認しました。

\*「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例」

吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例の対象と規定内容

対象施設	具体例*	条例で規定している主な内容
遺伝子組換え施設等	研究機関での実験 屋外での遺伝子組換え植物の栽培 遺伝子治療	関係法令の遵守(拡散防止措置など) 安全委員会の設置と届出 国への申請書類の写しの提出 届出や報告書の提出、協定の締結 施設の安全に関する情報発信 など
病原体等取扱施設	試験・研究機関での実験や分析 (病院等での医療行為は除きます。)	関係法令や規程の遵守(安全設備基準など) 安全管理規程の作成と届出 届出や報告書の提出、協定の締結 など
放射性同位元素取扱施設	精密測定機器の使用 遺伝子組換え実験	関係法令の遵守(基準の遵守など) 国への申請書類の写しの提出 協定の締結 施設の安全に関する情報発信 など

\* 具体例は条例が想定しているものであり、実際には市内では行われていないものを含みます。

## ■ 日照障害・電波障害対策

高さ10メートルを超える中高層建築物は、日照障害や電波障害など、周辺住民の暮らしに影響を与えることがあります。そこで本市は、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対して、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともに、できる限りその軽減に努め

るよう指導しています。

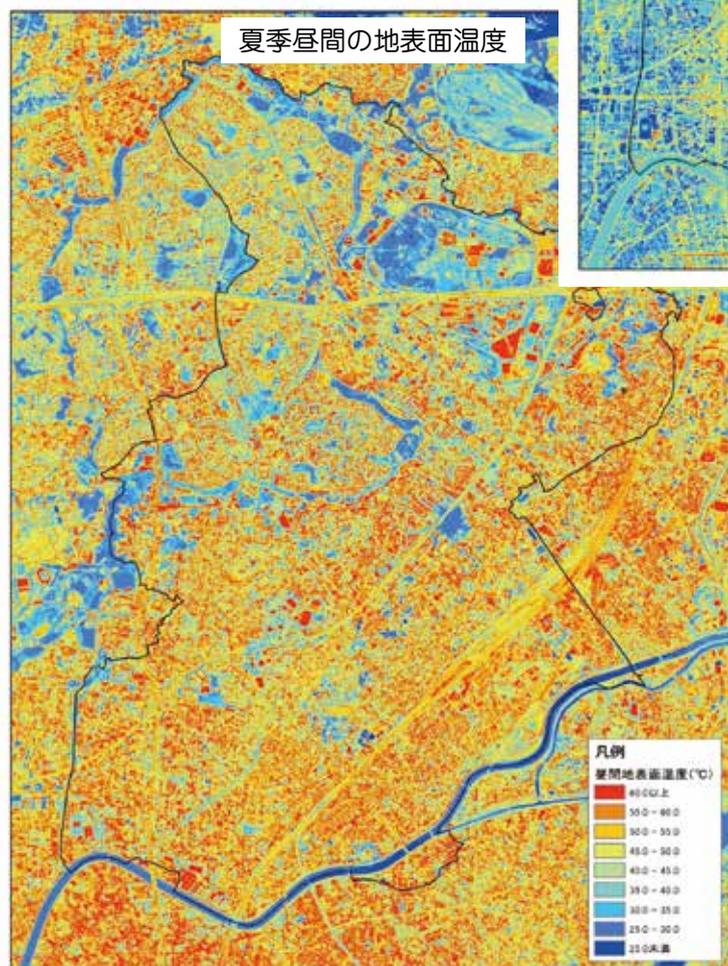
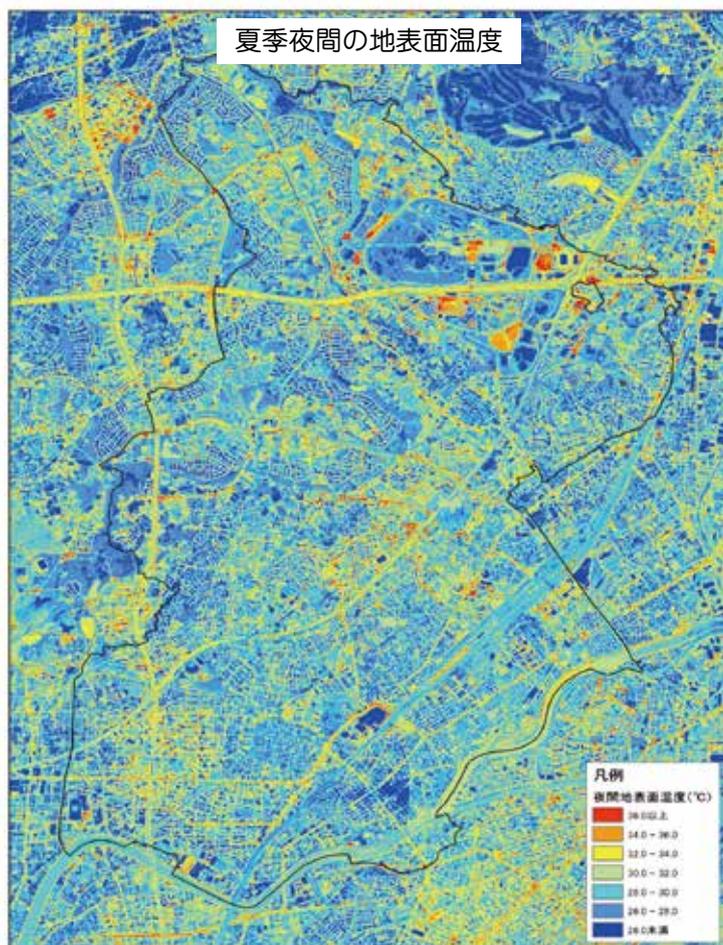
具体的には、電波障害については、共同受信施設の設置等必要な措置を講じること、また、日照障害については、市の条例や要領で定める基準を遵守することはもとより、できる限り影響の軽減に努めるよう指導しています。

## ■ ヒートアイランド対策

### (1) ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象は、都市化に伴う人工排熱や人工被覆面の増加、水面・緑地の減少などが原因であると言われています。その解消のためには、都市の構造を熱環境の視点で見直すことが必要です。本市は、ヒートアイランド対策を吹田市第2次環境基本計画（改訂版）の重点プロジェクトに位置付けています。

本市は平成23年（2011年）8月の昼夜に、赤外線センサーを搭載した飛行機を用いて、地表面の温度を3mの解像度で熱画像を撮影し、市全域のヒートアイランド現象を把握しました。



開発・建築事業に対して効果的なヒートアイランド対策を誘導するため、具体的な緩和策と適応策を示したパンフレットを作成し、環境まちづくりを推進しています。



## (2) ドライ型ミスト

市内の旭通商店街と錦通商店街には、国内最長(全長1,044メートル)のドライ型ミストが設置され、商店街一帯を微細なミスト(濡れを感じない微細な霧)で包み、夏の気温の上昇を抑えています。

緑が少ない中心市街地のヒートアイランド対策となるだけでなく、買い物客は衣服を濡らすことなく快適に買い物を楽しめるため、中心市街地の



再活性化にもつなげています。

なお、アーケードの上に設置した太陽光発電パネルの発電容量は、商店街に設置されたものとしては国内最大(35.34kW)で、生み出された電気は、PRディスプレイやドライ型ミストの稼動に利用しています。また、照明器具を自動調光機能付きの蛍光灯やLED照明に変更して、節電しています。



## (3) みどりのカーテン

みどりのカーテンとは、ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外に這わせて、夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンのことです。

アジェンダ21すいたは、「みどりのカーテン講座」を開催し、参加者にゴーヤの苗を使って、その育て方を説明しています。平成27年度(2015年度)は31家庭が参加しました。



市役所本庁舎でのみどりのカーテン

## ■ 環境美化

市民・事業者・行政が連携して、環境美化をより推進していくため、「吹田市環境美化に関する条例」を定めています。

主な内容は、道路等でのポイ捨て禁止、犬のふんの放置禁止、歩行喫煙の禁止などです。また、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区でのポイ捨てを行った者や喫煙を行った者で、市の指導・勧告に従わない違反者に対し、過料徴収を規定し

ています。

さらに、たばこやごみのポイ捨て禁止等の啓発を広く知っていただくため、環境美化推進員制度を設けています。

現在、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区には、地下鉄江坂駅周辺、JR吹田駅周辺、JR岸辺駅周辺、阪急北千里駅周辺、阪急関大前駅周辺、阪急南千里駅周辺を指定しています。

## 第4節 みどり みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成

### [1] 環境の状況

本市のみどりの現況を見ると、市域南部では、比較的小規模なみどりが点在する程度ですが、市境に大規模な水面である神崎川と安威川が流下しています。市域中部では、多くの農地が点在しています。市域北部では、ため池を含む大規模な公園・緑地などのまとったみどりや、千里ニュータウンを始めとする豊かな住宅地のみどりが分布しています。

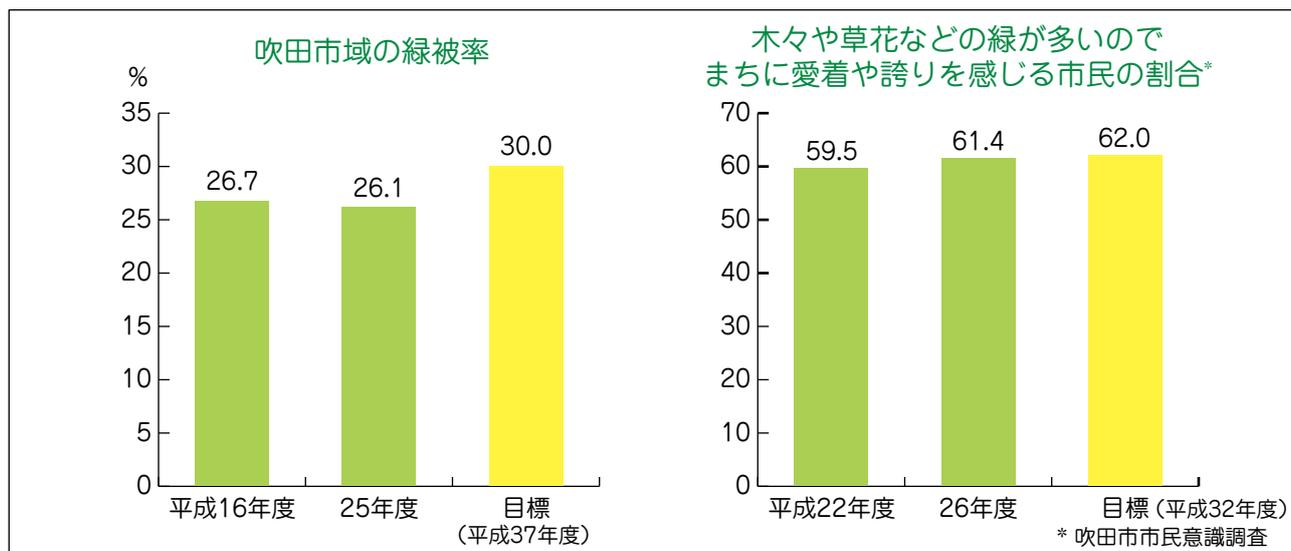
近年、本市ではみどりの面積が減少しており、平成21年(2009年)から平成26年(2014年)までの5年間にける減少量は、平成5年(1993年)から平成21年(2009年)までの16年間の減少量の約1.6倍に匹敵しています。これは、マンションや戸建住宅などの宅地開発に伴って、既存のみどりが失われていることが

大きな要因となっています。

みどりには、様々な役割があります。例えば、多様な生き物の生息・生育の場となっており、生態系を保全する機能があります。また、二酸化炭素を吸収して地球温暖化の防止に寄与し、蒸発散作用により夏の気温を下げ、ヒートアイランド現象を緩和する機能があります。さらに、みどりとふれあいによる心身のリフレッシュや、散策や運動などのレクリエーションを通じた健康づくりを実現することもできます。都市におけるみどりは、快適で美しい景観をつくれます。また、災害時の安全性を高めます。

このようなみどりを保全し、心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりのまちづくりを進めていくために、市民、事業者、行政による連携・協働の取組を進めていきます。

### 代表指標の進捗状況



### 指標の進捗状況

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標値
市域面積に対する緑地面積の割合	15.6% (平成21年度実績)		15.4% (平成26年度実績)	20%
市民1人当たりに対する都市公園面積	8.9㎡	8.8㎡	8.6㎡	10㎡
緑あふれる未来サポーター制度(公園)の登録団体数	71団体	71団体	87団体	75団体
公園・緑地の利用しやすさ満足度	60.0点 (平成22年度吹田市市民意識調査)	62.4点 (平成26年度吹田市市民意識調査)		→
緑化路線延長累計	75,316m	76,406m	76,406m	76,000m



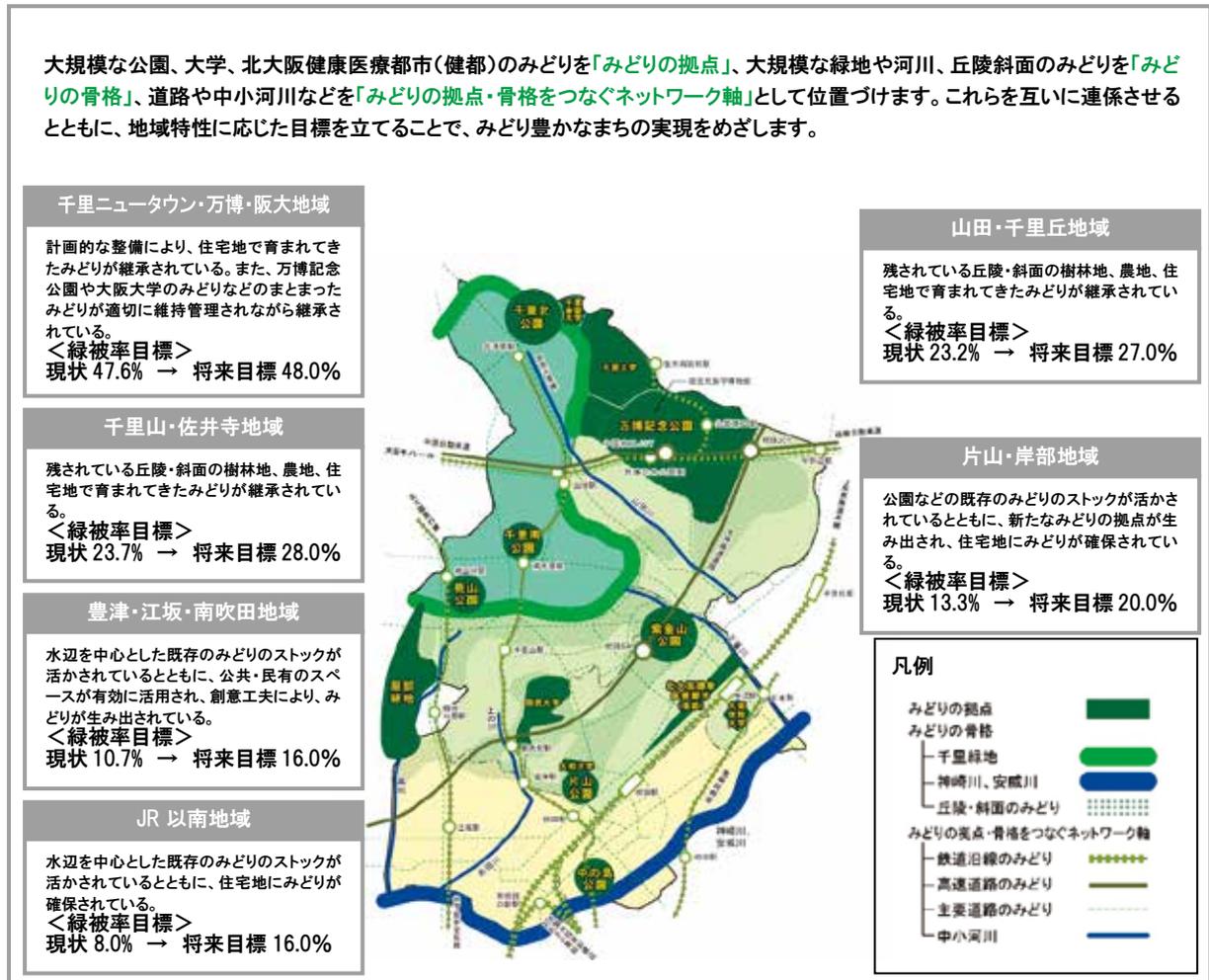
■ 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）

本市では、市内の緑地の適正な保全と緑化の推進を総合的・計画的に行うため、都市緑地法に基づく「みどりの基本計画」を策定しています。平成28年（2016年）8月には、第2次計画の策定から5年が経過したことから、社会情勢の変化や法制度の変更などを踏まえて改訂を行いました。

本計画で定めたみどりの将来像の実現に向けて、「心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市すいた」という基本理念のもと、4つの基本方針に基づき、みどりのまちづくりに取り組んでいます。

みどりの将来像と緑被率目標

大規模な公園、大学、北大阪健康医療都市（健都）のみどりを「みどりの拠点」、大規模な緑地や河川、丘陵斜面のみどりを「みどりの骨格」、道路や中小河川などを「みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸」として位置づけます。これらを互いに連係させるとともに、地域特性に応じた目標を立てることで、みどり豊かなまちの実現をめざします。



基本方針

<b>基本方針 1</b> みどりを継承する	今ある民有地のみどりを次世代へ継承する 今ある公共のみどりを次世代へ継承する
<b>基本方針 2</b> みどりを生み出す	地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す 地域に応じたみどりの拠点をつくる
<b>基本方針 3</b> みどりを活かす	生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める 今ある公園・緑地を充実する 人と地域を育む場としてみどりを活かす
<b>基本方針 4</b> 市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める	市民参画・協働を支える仕組みをつくる 市民参画・協働による取組を進める

## ■ 都市公園・緑地

本市の都市公園は、平成28年（2016年）3月末現在、132か所322.75haです。市民一人当たりの公園面積は、8.6m<sup>2</sup>です。一部の都市公園・緑地では、自然環境を保全するための市民活動が展開さ

れています。本市は、これらの活動に対して、資器材・腕章の貸し出しや、災害補償のための保険に加入しています。

自然環境保全活動が行われている代表的な都市公園・緑地

公園・緑地名	象徴的な生き物 又は代表的な自然環境	活動団体
紫金山公園	コパノミツバツツジ	紫金山みどりの会、吹田自然観察会
千里第4緑地	ヒメボタル、里山林、竹林	吹田ヒメボタルの会、吹田みどりの会、竹林友の会
桃山公園・千里第7緑地	竹林	千里竹の会
千里第2緑地	里山林	すいた環境学習協会
藤白公園	ピアノ池の水辺環境	ピアノ池の環境をよくする会

## ■ 保護樹木・保護樹林

本市は、幹周りが2m以上などの基準を満たす古木、大木や樹林について、所有者・管理者の同意を得て、保護樹木・保護樹林に指定しています。平

成28年（2016年）3月末現在、保護樹木は58本、保護樹林は3か所です。

## ■ 森林整備計画と森林病虫害等防除

本市は、森林法に基づき、「吹田市森林整備計画」を策定し、森林整備の方法に関する事項、森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項等を定め、当該保安林の自然環境の保全や、風致・景観の維持向上に配慮し積極的な保全整備に努めるものとしています。

風致保安林、素盞烏尊神社風致保安林）にある保安林では、近年ナラ枯れ（カシノナガキクイムシが媒介する菌による枯死）が発生しており、多くの大径木が枯死又は枯死の危険性があることが確認されたため、本計画及び森林病虫害等防除法に基づき防除作業を進めています。

市内3か所（伊射奈岐神社風致保安林、垂水神社

## ■ 生物多様性の啓発

本市は、定期的に市内の動植物の生息・生育状況を調査し、自然環境の現況を把握するとともに、市役所本庁舎など5つの公共施設に在来の水生生物の水槽「まちなか水族館」を展示することなどにより、水辺の環境保全の大切さを通じて、生物多様性の保全、啓発を行っています。

B-J)」の生物多様性キャラクター応援団に入団し、広報など様々な活動に協力しています。



国連生物多様性の10年日本委員会  
生物多様性キャラクター応援団



吹田の生物多様性  
すいたん

平成28年1月20日には、私たちの生きる基盤である森里川海の恵みを認識し、その恵みを未来の世代につなげていくため、環境省との共催で森里川海に関する地域の課題や先進的な取組を共有する全国リレーフォーラム、『つなげよう、支えよう森里川海』ミニフォーラムin吹田を開催しました。すいたんが「国連生物多様性の10年日本委員会（UND



## 第5節 都市環境 快適な都市環境の創造

### [1] 環境の状況

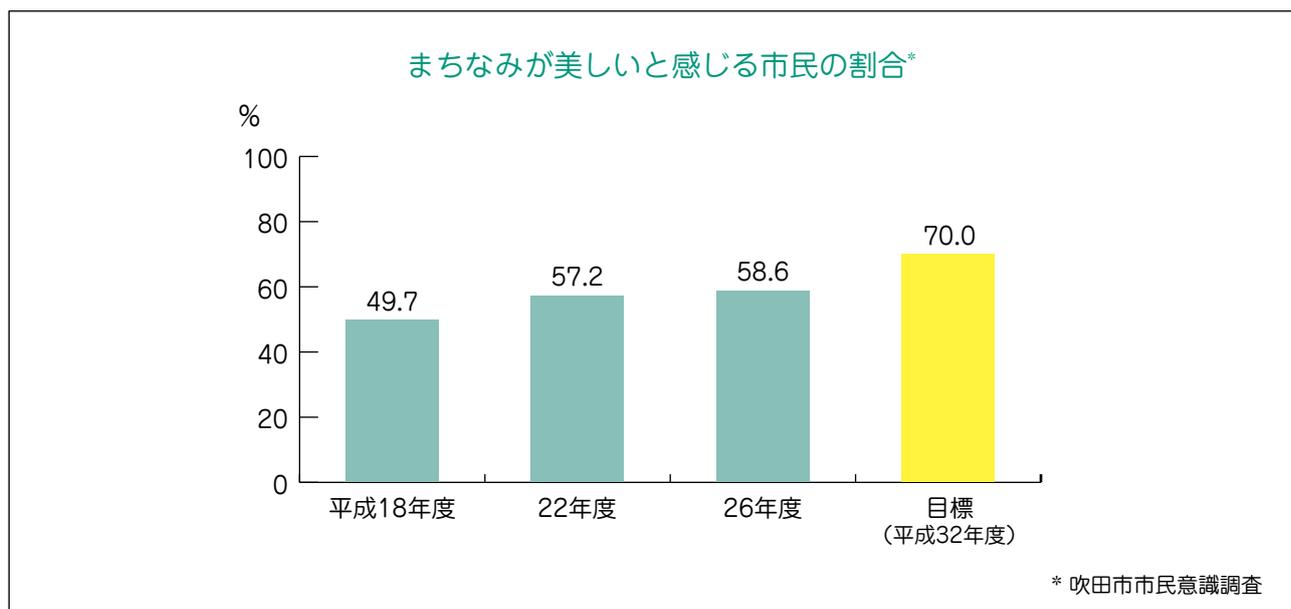
全ての市民が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を確保することが必要です。このような環境を基盤においたまちづくりの考え方を、本市では「環境まちづくり」と呼んでいます。特に、長期的にまちの環境を左右する都市開発には、「環境まちづくり」が重要となります。

本市は、都市計画に関する制度、良好な景観づくりを誘導する方策、環境配慮事項を定めた指針、独自の環境影響評価手続などの活用による開発事業

の誘導や、自動車に過度に依存しない交通環境の整備などにより、低炭素社会の構築を見据えた、より快適で美しいまちなみが創造されるよう取り組んでいます。

4年に1度実施している市民意識調査において、まちなみが美しいと感じる市民の割合は、平成26年度(2014年度)調査時点で58.6%となっており、平成18年度(2006年度)調査時点の49.7%から増加しています。今後もその割合が増加するよう、取り組みを継続します。

### 代表指数の進捗状況



### 指標の進捗状況

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標値
住み続けたいと思う市民の割合	66.2% (平成22年度吹田市市民意識調査)	69.1% (平成26年度吹田市市民意識調査)		80%
鉄道・バスなどの公共交通網の 利便さ満足度	65.4% (平成22年度吹田市市民意識調査)	65.1% (平成26年度吹田市市民意識調査)		→
コミュニティバス1便当たりの乗車人数	16.7人	17.5人	17.7人	→
移動経路のバリアフリー化率	37.1%	43.7%	49.1%	100%

## [2] 施策

### ■ 景観

#### (1) 景観

「景観」は風景や景色といった意味ですが、「まちの景観」というと、先人がつくりあげてきた歴史や文化、今の私たちの暮らし方、世の中の暮らしを保つためのルールなど、様々なものが合わさってできるものです。

そこで本市では、「景観」を次のように定義しています。

- ・人の目で眺め、心にきざむ風景のこと

- ・自然・時間・デザインがつくり、はぐくむもの
- ・全体としての調和と地域らしさ
- ・市民共有の資産
- ・人間活動の総合的表現

景観に対する愛着や想いは、長い時間をかけて少しずつ積み重ねられていくものであるため、長期的な視点で、景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ことが大切です。

#### (2) 吹田市景観まちづくり条例

市民、事業者、専門家等及び市の相互の協働により、景観まちづくりを進めるため、吹田市景観まち

づくり条例を制定し、平成21年(2009年)4月から施行しています。

#### 景観まちづくり制度の主な内容

景観計画区域	本市全域を景観法の景観計画区域に指定しています。一定規模以上の建築物の建築や外壁の塗り替え、よう壁などの工作物、お店の看板などの屋外広告物などを計画する際には、市との事前協議や届出が必要です。
景観形成地区	特に景観まちづくりを進める必要がある地域などを、土地所有者の意見を聴いたうえで、指定します。建築物のデザインや色彩、敷地のしつらえなど地域の特性に合わせた基準を定めることができます。 平成28年(2016年)3月末現在、15地区、約65.6haを指定しています。
景観配慮地区	景観上良好な特性を有する地域や景観に配慮したまちづくりの必要がある地域を指定します。地区特有の基準を定めることができます。 平成28年(2016年)3月末現在、指定した地区はありません。
景観協定	建築物のデザインなどきめ細かなルールについて、土地所有者が締結する協定で、市が認可します。 平成28年(2016年)3月末現在、認可した協定はありません。
景観重要建造物 景観重要樹木	良好な景観の形成に重要な建造物や樹木を所有者の同意のもと指定します。 平成28年(2016年)3月末現在、指定したものはありません。
景観まちづくり 活動団体	景観まちづくりに自主的に取り組むために、市民が設立した団体を、市が認定します。認定を受けた団体は、専門家のアドバイスなどの支援を受けることができます。 平成28年(2016年)3月末現在、認定した団体はありません。

■ 交通環境対策

(1) 公共交通の利用促進

本市には、鉄道・モノレールが7路線14駅あり、路線バスは14路線153停留所があります。快適な都市環境と低炭素社会を実現するために、公共交通の利用促進をはじめとする交通環境対策は、吹田市第2次環境基本計画の重点プロジェクトのひとつとしてしています。

本市は、公共交通の利便性向上、効率的・効果的な交通サービスの提供を目的として、「吹田市地域公共交通総合連携計画」(平成22年(2010年)3月策定)にて以下に示す目標を掲げ、市内交通事業者と連携した取り組みを進めています。

基本方針 「公共交通をもっと身近に、もっと便利に、もっとやさしく」  
 計画期間 平成22年度～平成24年度の3年間

目標	施策メニュー	事業内容
公共交通空白地の解消	バスの運行見直し	既存バスの路線見直しによる公共交通空白地の解消 定時性・速達性を向上させるための運行経路の見直し
	乗合交通の導入	最寄り駅や主要施設へのアクセスと地区内循環を主とした乗合交通の導入
公共交通の利用環境の質的向上	バス停の使いやすさの向上	誰もが使いやすいバス停施設の整備
		地域主体で取り組むバス停の利用環境改善に向けた仕組みづくり
公共交通へのアクセシビリティの向上	鉄道・モノレールとバス・タクシーの乗り換えやすさの向上	交通結節点における乗り換え支援施設の整備
		ICカードを利用した乗り換え利便性の向上
公共交通の情報提供の充実	公共交通マップによる情報提供	公共交通マップの作成 マップの継続的な配布
	インターネットによる情報提供	インターネットによる情報提供の拡充
地球環境問題への対応	公共交通の利用促進	路線図、時刻表の配布場所の拡大
		市民の身近なイベントでのPR 教育機関との連携

(2) コミュニティバス(愛称「すいすいバス」)

本市では、公共交通不便地域の緩和、高齢者等の移動手段の確保等を目的として、平成18年(2006年)12月から千里丘地区でコミュニティバスを運行し、毎年着実に利用者数を増やしています。

なお、運行当初から長年走り続けたバスも老朽化のため、平成28年(2016年)4月より、低燃費で環境にやさしい新型バス3両を導入し、坂道が多い住宅地での排出ガス低減を図ることで、大気環境の改善に努めます。



### (3) 公共交通マップ

本市は、市民が公共交通を利用しやすくするため、交通事業者間の連携により、市内のバス・鉄道・モノレール・レンタサイクルなどの情報を掲載した「吹田市公共交通マップ」を2011年版から毎年作成しています。このマップには、主なバス路線や乗り場案内、バスの乗り方や便利なカードについての説明、鉄道駅間の所要時間・運賃、自転車駐車場やレンタサイクルの情報などが掲載されています。



### (4) 交通バリアフリー

本市は、バリアフリー新法及び交通バリアフリー法\*に基づき、平成13年度(2001年度)から、市内の9地区14駅を3段階にわけ、順次、関係事業者と協力しながら、駅とその周辺でエレベーターや段差のない通路などを整備しています。

本市と豊中市の市境にある北大阪急行桃山台駅での交通バリアフリー化にあたっては、両市が共同で基本構想を作成し、事業者と協議して駅舎やエレベーター・通路等を整備して、周辺住宅地へ

の段差のないルートを確認しました。この取り組みにより、北大阪急行電鉄(株)、豊中市、吹田市が連名で「第4回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を、平成23年(2011年)1月に受賞しました。

\*「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

基本構想策定		整備期間	地区	駅
第1段階	平成15年4月 (2003年)	平成15年度～	江坂地区	大阪市交通局・北大阪急行江坂駅
			山田地区	阪急山田駅、モノレール山田駅
			吹田・豊津地区	阪急豊津駅、吹田駅、JR吹田駅
第2段階	平成18年3月 (2006年)	平成18年度～	桃山台地区	北大阪急行桃山台駅
			千里山・関大前地区	阪急千里山駅、関大前駅
			南千里地区	阪急南千里駅
第3段階	平成18年12月 (2006年)	平成18年度～	岸部地区	JR岸辺駅
			北千里地区	阪急北千里駅
			万博公園周辺地区	モノレール万博記念公園駅、公園東口駅

### (5) レンタサイクル・自転車駐車場整備

本市は、自動車利用から自転車利用への転換をすすめ、交通量の抑制と温暖化防止に努めています。市内各駅に自転車駐車場を整備し、7つの駅では通勤・通学用にレンタサイクルを用意しています。平成27年度(2015年度)のレンタサイクルの利用者数は、延べ947人でした。

#### レンタサイクル設置駅

大阪市交通局・北大阪急行江坂駅  
 阪急吹田駅  
 阪急豊津駅  
 阪急関大前駅  
 阪急山田駅  
 阪急北千里駅  
 北大阪急行桃山台駅

## ■ 環境まちづくり

### (1) 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、工場の建設や大規模開発などの事業を実施する場合に、事業者自らが環境への取り組みを行うための制度です。

本市は平成10年（1998年）10月から、吹田市環境影響評価条例に基づいて、この制度を実施しています。独自の環境影響評価制度の実効性をより向上させ、市民にとってわかりやすく、事業者にとって取り組みやすい制度へと改正し、名称も、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」に変更して、平成24年（2012年）4月1日から施行しています。

対象としている事業は、道路、鉄道、住宅団地、

商業施設など規模の大きい10種類の事業です。

事業者が環境影響評価を行うにあたっては、まずは地域の環境を十分に調査し、事業の実施による環境への影響を予測します。その予測結果が自ら掲げた環境保全目標と整合するかを評価します。これらの資料は公開され、事業計画の内容や環境影響評価の一連の検討過程について、環境のことを配慮したものになっているか、誰でも意見を出すことができます。市長は専門家からなる環境影響評価審査会の意見と、住民意見を踏まえて、事業者に意見を出示します。事業者はこれを受けて事業を行ううえでの環境への取組内容を決定します。

吹田市環境影響評価条例の適用を受けた事業（平成10年10月から平成24年3月まで）

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後監視
			開始日*1	終了日*1	終了日*2
(仮称) 吹田貨物ターミナル駅建設事業	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄精算事業西日本支社	鉄道の建設	平成11年 12月27日	平成17年 11月30日	平成26年 6月27日
(仮称) 山田西阪急ビル	阪急電鉄(株)	大規模小売店舗の建設	平成12年 1月17日	平成14年 3月6日	平成17年 1月31日
吹田東部拠点土地区画整理事業	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	土地区画整理事業	平成18年 8月30日	平成20年 4月30日	平成28年 6月30日
(仮称) 吹田千里丘計画	関電不動産開発(株)、東京建物(株) 新日鉄興和不動産(株)、(株)大京 社会福祉法人 博光福祉会 (株)長谷工コーポレーション (株)link works、(株)情報企画 吹田市	住宅団地の建設	平成19年 6月20日	平成22年 3月25日	

\*1 表中の環境影響評価の開始日は実施計画書の受理日を、終了日は評価書又は報告書の受理日を示す。

\*2 表中の事後監視の終了日は事後監視報告書の受理日を示す。

吹田市環境まちづくり影響評価条例の適用を受けた事業（平成24年4月以降）

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後調査
			開始日*1	終了日*1	終了日*2
(仮称) 吹田市立スタジアム建設事業	スタジアム建設募金団体	運動・レジャー施設の建設	平成24年 4月2日	平成25年 9月3日	
(仮称) エキスポランド跡地複合施設開発事業	三井不動産株式会社	商業施設の建設	平成24年 6月21日	平成25年 12月27日	
(仮称) 吹田円山町開発事業	大林新屋和不動産	住宅団地の建設	平成27年 10月29日		

\*1 表中の環境影響評価の開始日は提案書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。

\*2 表中の事後調査の終了日は事後調査報告書の受理日を示す。

大阪府環境影響評価条例の適用を受けた事業

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後監視
			開始日*1	終了日*1	終了日*2
大阪外環状線(新大阪～都島)鉄道建設事業	大阪外環状鉄道(株)	鉄道の建設	平成12年 12月19日	平成21年 8月31日	
吹田市北工場建替事業	吹田市	一般廃棄物 処理施設の 設置	平成15年 2月18日	事業廃止 (事業規模縮小により、府条例の対象外となったため)	

\*1 表中の環境影響評価の開始日は方法書の送付日を、終了日は評価書の送付日を示す。

\*2 表中の事後監視の終了日は事後監視報告書の受理日を示す。

(2) 環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】

低炭素社会を構築するためには、再生可能エネルギーの導入や、断熱性能の高いエコ住宅の普及が必要です。そのためには、開発や建築事業において、十分な環境配慮に取り組むことが求められています。

環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】とは、開発・建築等を行う事業者が事業の構想段階

で検討すべき環境への取組事項を示すものです。吹田市開発事業の取組等に関する条例(すまいる条例)の大規模開発事業者に該当する者は、同条例に基づき届出が必要です。

事業者が実施・検討するとして届け出た環境取組の内容は、市のホームページで見ることができます。

環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】取組事項の概要

工事中の 取組 55項目	大気汚染や騒音などの公害防止	建設機械・工事関連車両・工事方法	37項目
	地域の安心安全	警備員の配置、交通安全、防犯など	5項目
	環境に配慮した製品及び工法	省エネルギー機器の採用、廃棄物・建設発生土削減	3項目
	快適な環境づくり	景観・周辺の環境美化など	5項目
	地域との調和	工事説明・苦情対応・周辺の施設への配慮など	5項目
設備・ 施設等の 取組 43項目	地球温暖化対策	建築物の環境配慮制度など	9項目
	ヒートアイランド対策	高反射率塗料の塗布など	1項目
	自然環境・みどり	既存樹木の活用、屋上緑化など	8項目
	水循環	雨水利用、雨水浸透など	3項目
	地域の生活環境	大気・騒音・振動・日照阻害対策など	13項目
	景観	景観形成、屋外広告物など	6項目
	安心安全	災害時対策設備、防犯設備など	3項目

■ 文化財

文化財は、現在および将来の人々の文化の礎となる、国民共有の財産です。歴史的文化的環境を次の世代に引き継ぐことは、持続可能な社会のために、現在の私たちに課せられた務めだといえます。

本市は、吹田市文化財保護条例で歴史、芸術又は文化財指定(登録)状況 (平成28年(2016年)3月末現在)

学術などの観点から重要なものを文化財として指定・登録しています。また国や大阪府が指定した文化財についても、一般公開や博物館での解説を通じて、その大切さの理解を広めています。

文化財保護法		大阪府文化財保護条例		吹田市文化財保護条例	
史跡	2	有形文化財	6	有形文化財	9
重要文化財	4	有形民俗文化財	1	有形民俗文化財	7
重要有形民俗文化財	2	無形文化財	1	無形民俗文化財	1
重要無形文化財	1	史跡	1	天然記念物	1
登録有形文化財	23			地域有形文化財	1
登録記念物	2			地域有形民俗文化財	1
				地域無形民俗文化財	4

# 第3章 重点プロジェクト

望ましい環境像及び目標の達成をめざしていくため、次の重点プロジェクトに取り組んでいます。重点プロジェクトについては、以下の内容を考慮し、設定しています。

- (1) 環境課題の中で緊急かつ重要な課題であり、優先的に取り組む必要があるもの
- (2) 市民・事業者との協働の取組を促進させるもの
- (3) 環境に配慮した地域でのまちづくりをすすめ、先導的な役割を果たすもの

プロジェクト	取組内容
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 低炭素まちづくりの検討及び推進</li> <li>② 公共施設における率先実行(節エネルギー、省エネルギー、低炭素エネルギー)</li> <li>③ 廃棄物処理関連施設包括的管理運営事業</li> <li>④ 再生可能エネルギーの導入推進</li> </ul>
ヒートアイランド対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築物・道路・駐車場の高温抑制化(高反射性塗装、透水性・保水性・遮熱性舗装など)</li> <li>② 公園緑地・街路樹の整備、緑化の推進(屋上・壁面緑化、みどりのカーテンなど)</li> <li>③ 水辺空間の保全、親水空間の創出</li> <li>④ 建築物の省エネルギー化、空調排熱の潜熱化</li> <li>⑤ ドライ型ミストの設置</li> <li>⑥ ヒートアイランド現象のモニタリング</li> </ul>
環境パートナーシップ(連携・協働)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 活動や交流・連携の場を備えたプラットフォーム組織の形成・拡充の支援</li> <li>② 積極的な情報提供、相互情報の共有・活用</li> </ul>
学校での環境教育(エコスクール)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境教育等促進法に基づく環境教育の充実</li> <li>② 太陽光発電、太陽熱利用など再生可能エネルギーの導入</li> <li>③ みどりのカーテン、ピオトープ、ミニ水田などの実施</li> <li>④ 校内物品のリサイクル、生ごみ等の減量化・堆肥化</li> <li>⑤ 環境学習副読本等の活用</li> <li>⑥ 環境教育の場の充実</li> </ul>
地域における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境教育等促進法に基づく協働取組などの推進</li> <li>② 効果的なイベント(講習会・発表会、展示など)の開催</li> <li>③ 講演や講座などの学習機会の充実</li> <li>④ 地域において環境保全活動を担う人材の育成</li> <li>⑤ 学習プログラムや教材の研究・開発</li> </ul>

## 施策

### ■ アジェンダ21 すいた

本市は、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、温暖化などの地球規模の環境問題に対する地域での具体的な取り組みをすすめるため、平成18年(2006年)5月に市民・事業者・行政の3者協働で「アジェンダ21すいた」を設立しました。

アジェンダ21すいたでは、エネルギー、資源、自然等の部会を設置し第2次環境基本計画(改訂版)の実践を始め、様々な環境保全活動に取り組んでいます。平成28年(2016年)3月末現在で、個人会員は63人、団体会員は20団体です。

## ■ 大学・研究機関との連携

業務部門からのCO<sub>2</sub>排出量を削減する取り組みとして、市内に6つある大学・研究機関（大阪学院大学・大阪大学・関西大学・千里金蘭大学・大和大学・国立民族学博物館）と本市は、地域連携の一環による情報交換の場として「省エネルギーワーキンググループ」を設置しています。各大学・研究機関は定期的に取り組みの報告を行い、知恵を共有することで一層の省エネルギーを進めています。

大阪大学環境イノベーションデザインセンター（CEIDS）と本市は、平成25年（2013年）に連携研究・教育に関する確認書を交わし、環境イノベ-

ションやフューチャー・デザインについての研究教育交流を進めてきました。平成28年（2016年）4月には、CEIDSにかわり新たに大阪大学大学院工学研究科附属オープンイノベーション教育研究センター（COiRE）が発足したため、COiREと本市は引き続き持続可能な社会の構築に向けて連携をすすめていきます。平成28年（2016年）7月には、フューチャー・デザインやオープンイノベーションのこれからの展望をテーマに、COiRE発足記念シンポジウムを共催で開催しました。

## ■ 学校における環境教育・エコスクール

本市は、省資源、省エネルギー、リサイクル活動など持続可能な社会についての理解を深めるため、環境教育の副読本による学習や「エコスクール活動」を進めています。

「環境学習発表会」において学習成果を発表し、

学校間の交流を図っています。また、今日の子もたちに不足している自然体験を補うため、学校ピオトープや緑のカーテンの取り組みを行うとともに、農業委員会やNPO団体等と連携し農業体験学習を推進しています。

## ■ すいた環境サポーター養成講座

本市では、平成14年（2002年）11月に満55歳以上の市民を対象に、小中学校等において環境教育をサポートしたり、地域において環境保全活動を担う人材の育成を目的として、全国初の取り組みである「すいたシニア環境大学」を開校しました。

その卒業生は、平成26年度までの累計で308人となり、「環境（エコ）の語り部」として、地域・NPOで活躍しています。

平成27年度（2015年度）からは、「すいた環境サポーター養成講座」として、新たに開催していま

す。シニア世代のみならず、18歳以上と対象年齢をひろげ幅広い世代が参加できるよう開催日を設定し、一講座のみの参加も可能なカリキュラムにしています。

受講者一人一人が、受講後、それぞれの家庭や地域において環境教育を実践するとともに、各種イベントやボランティアの担い手として参画する人材を育成することを目的として、20名が修了しました。

## ■ すいた環境教育フェスタ

本市・市民団体・事業者など21団体からなる運営委員会により、「すいた環境教育フェスタ」を平成28年（2016年）2月11日に、吹田市立文化会館（メイシアター）にて開催しました。市内幼稚園の

絵画展示や大学、市民団体、事業者等による環境学習や環境保全活動の発表、展示やワークショップ、クイズラリーなど、様々な催しを行い、592人の参加者がありました。

※地球温暖化対策、ヒートアイランド対策の推進については、第2章の第1節及び第3節に記載しています。

# 第4章 環境基本計画に基づく進行管理

本市は、吹田市第2次環境基本計画（改訂版）に基づいて環境施策の進行管理を行っています。年度ごとに施策の取り組み実績と目標の達成状況をとりま

とめ、環境審議会に報告しています。

審議会での審議や評価を公表するとともに、次年度以降の施策に反映し、更なる取り組みを行います。

## ■ 吹田市環境審議会

吹田市環境審議会は、吹田市環境基本条例に基づき設置される市長の附属機関です。環境審議会は、環境基本計画に関することや環境施策の重要事項などについて審議します。

審議会は誰でも傍聴することができ、議事概要と資料はホームページや市の窓口で閲覧できます。

委員構成（24人）平成28年（2016年）7月1日現在

学識経験者	8人
市議会議員	6人
事業者	2人
公募市民	2人
市内の公共的団体等の代表者	6人

## ■ 環境審議会による評価

平成27年度（2015年度）の環境施策の実績について評価するため、平成28年（2016年）8月8日に環境審議会が開催されました。環境施策の柱ご

とに取り組み実績、指標の達成状況に対して意見が交わされ、以下の評価をしました。

### 1 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換

平成25年度（2013年度）のエネルギー消費量については、平成23年度（2011年度）の原発事故の影響による電力需給の逼迫に伴う家庭での節エネルギーの意識の向上により、夏季及び冬季の節電が継続されたことから、家庭部門で減少となっています。しかし、平成25年度（2013年度）は、政府の経済政策による景気回復に伴い、業務部門及び産業部門（主に製造業）においてエネルギー消費量が増加したため、市域全体においてもエネルギー消費量が増加しています。また、電気の排出係数<sup>(※)</sup>についても増加しており、エネルギー消費量の増加と併せて、温室効果ガスの排出量を増加させています。今後さらに、限られたエネルギー資源の中でのライフスタイルや事業活動の転換が求められています。

平成27年度（2015年度）は、市民・事業者への節エネや省エネ機器、再生可能エネルギーの導入についての啓発・誘導が実施されるとともに、市役所の率先行動としての節エネ、省エネ機器等への更新・導入、再生可能エネルギーの導入が行われています。

今後、これらの取組をさらに展開するとともに、市域における再生可能エネルギーの積極的な導入、省エネ機器等への更新・導入

を進めるなど、低炭素社会への転換をめざし、取組を加速させることが求められています。とりわけ業務部門の削減が重要であり、そのためにも公共施設においては、エネルギー消費量の大幅な削減に向け、率先して再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等の導入や更新を進めるとともに、その成果やノウハウを市内の事業所へ情報提供を行うことで、導入促進を図る必要があります。

また、エネルギー消費量、市域の年間温室効果ガス排出量及び吹田市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量については、このままでは平成32年度（2020年度）の目標達成が極めて困難な状況であることから、平成28年（2016年）3月に策定した「吹田市地球温暖化対策新実行計画（改訂版）」において定めた施策を積極的に取り組んでいく必要があります。

※電気のCO<sub>2</sub>排出係数とは、電気の供給量（1kWh）当たりどれだけのCO<sub>2</sub>を排出しているかを示す数値です。電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量は（電気の使用量）×（電気の排出係数）で算出します。排出係数が増加すると、CO<sub>2</sub>排出量も増加します。火力発電の割合が高くなれば、一般的に電気の排出係数が増加します。

### 2 資源を大切に作る社会システムの形成

市民1人当たりのごみの排出量は、環境意識の高まりや社会経済状況を反映して、年々減少傾向にありますが、減少の度合いが低くなっています。また、リサイクル率がここ2年減少しているとともに、市民の身近な環境活動の1つであるマイバッグ持参率が横ばいとなっており、両指標の目標達成が極めて困難な状況となっています。市民・事業者の排出者としての意識の向上や、事業者によるマイバッグ持参率向上のための取組により、ごみの減量やリサイクル、マイバッグの持参について、一定の効果が現れていますが、今後さらにこれらの取組を進めるためには、更なる市民・事業者の意識の向上を図る必要があります。具体的には、廃棄物減量

等推進員制度の活用による資源ごみの分別排出の徹底や地域のイベントごみの減量の推進等を図ること、多量排出を行う事業者への指導・啓発を充実させること、マイバッグの持参に関する啓発を充実させることなどの取組を進めていく必要があります。

また、平成28年度（2016年度）に中間見直しを行う「吹田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理プラン）」において、市民・事業者との連携・協働の取組を更に進める施策として、雑紙などの資源化が進んでいないごみの分別促進施策や、更なるごみの発生抑制などの環境に配慮した行動への誘導を図る施策を立案し、積極的に取り組んでいく必要があります。

### 3 健康で快適なくらしを支える環境の保全

環境汚染防止対策については、監視体制の充実や市民、事業者への啓発活動の推進により、着実に施策や取組が進んでいます。平成27年度（2015年度）は、平成26年度（2014年度）に引き続き大気中の二酸化窒素濃度の環境目標値達成率100%（全測定局数4局）が維持されています。今後も引き続き、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染に適切に対応するため、きめ細やかな規制や誘導、啓発を進める必要があります。

環境美化の推進については、JR岸辺駅周辺が新たに環境美化推進重点地区に指定されるなど、公共空間の美化を推

進する取組が進んでいます。今後も公共空間の美化、住環境の向上に向けて、市民、事業者との連携・協働による取組を継続する必要があります。

また、近年、都市部で注目されているヒートアイランド現象の緩和・抑制に向けては、吹田市役所エコオフィスプランや環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の手続きを活用して、公共事業、開発事業ともに対策の促進が図られています。特に夏場における省エネルギーを推進するとともに、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化など、地域特性に応じた具体的な施策や取組を進める必要があります。

### 4 みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成

平成27年度（2015年度）は、緑あふれる未来サポーター制度（公園）の登録団体数が目標値を達成しています。また、緑化路線延長累計は、平成26年度（2014年度）に目標値を達成しています。一方、平成26年度（2014年度）の市域面積に対する緑地面積の割合が把握されていますが、生産緑地地区面積等が減少したため、平成21年度（2009年度）と

比較してその割合が減少しています。また、人口増加により市民1人当たりに対する都市公園面積も減少しています。今後、平成28年度（2016年度）に策定を行う「吹田市第2次みどりの基本計画改訂版」に基づき、質及び量の双方を重視した緑化を推進する必要があります。

### 5 快適な都市環境の創造

平成27年度（2015年度）は、指標に関する調査が実施されていませんが、今後も目標値達成のため、引き続き市民・事業者等への啓発や取組の支援を進めるとともに、開発事業に対する誘導に取り組んでいく必要があります。

交通環境については、市民向けの公共交通マップを作成・配布し、自動車利用の抑制を図るとともに、市民・事業者との連携によるエコウォークイベントを開催するなど啓発が進んでいます。また、コミュニティバスの利用人数や移動経路の

バリアフリー化率も年々、増加傾向にあり、取組が進んでいることが伺えます。ただし、移動経路のバリアフリー化率の目標達成のためには、加速度的に取組を進める必要があります。

市域の開発に対し、すまいる条例や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を運用し、環境に配慮した開発事業の誘導が図られています。今後も、引き続き、これらの制度を積極的に運用し、効果的に誘導することが必要です。

## 重点プロジェクト

地球温暖化対策に係る地域特性に応じた取組として、大学と連携した持続可能な社会構築のためのシンポジウムを開催するなどの取組が進んでいます。また、市民、事業者、行政の3者協働組織である「アジェンダ21すいた」において、地球温暖化に関するイベントを開催し、市民への啓発を図るなど市民・事業者との連携による取組も実施されています。併せて、市の率先行動としての節エネの取組、公共施設における再生可能エネルギーの導入も進んでいます。

今後も引き続き、市民・事業者との連携のもと、地域特性に応じた施策や取組を展開するとともに、公共施設における省エネ機器や再生可能エネルギーの導入を加速させる必要があります。

ヒートアイランド対策については、吹田市役所エコオフィスプランや環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を活用した対策の促進が図られています。また、みどりのカーテン講座など、市民が身近に実践できる取組についての啓発も進んでいます。

今後も引き続き、これらの取組を進めるとともに、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化に努め、長期的な視点に立った施策や取組を検討し、実施していく必要があります。

環境パートナーシップの推進については、前述のアジェンダ21すいたとの連携・協働による取組として、新たに小学校3校における子ども版環境家計簿を使用した授業を実施しているほか、市民公益活動センターにおける環境に關

わるフェスタ（かえっこバザール）の開催や、千里リサイクルプラザと共催で環境学習の発表会を開催するなど、連携活動が取り組まれています。

今後もこれらの取組を積極的に展開するとともに、プラットフォーム組織の形成・拡充が図られるよう、支援や情報提供、情報共有を進める必要があります。

エコスクールの推進については、エコスクール活動簿（環境の取組にかかるチェックシート）を活用した児童、生徒、教員の環境に対する意識の向上が図られています。また、みどりのカーテンやピオトープ、学童農園など実践的な取組も進んでいます。太陽光パネルの導入などの施設面での整備も進める必要があります。

今後、教育部門や環境部門をはじめ、関係部門による連携を強化しつつ、更なる取組を展開する必要があります。

地域における環境教育の推進として、廃油石鹸作り、ごみの分別方法、みどりのカーテン講座などの地区公民館講座や、環境問題について理解と認識を深めるための「すいた環境教育フェスタ」が開催されています。

また、学校や地域で環境保全活動を実践する人材の育成に向け、新たに幅広い世代を対象とした「すいた環境サポーター養成講座」を開催し、20名が修了されています。

今後も引き続き、市民が参加しやすい実践的な講座を企画・開催するとともに、環境活動を実践するNPO団体等への支援及び人材の育成に取り組む必要があります。

## 資料編 環境まちづくりデータ

以下の詳細な資料は、吹田市ホームページに掲載しています。

### 1 環境基本計画

吹田市第2次環境基本計画 -改訂版-  
環境目標値

### 2 環境関連条例

主な環境関連条例と計画

### 3 環境基本計画の進行管理

進捗状況の把握及び実績評価  
環境審議会（開催状況・議事概要など）

### 4 環境関連資料

#### (1) 地球環境

吹田市地球温暖化対策新実行計画（改訂版）  
節エネ省エネ生活マニュアル(すいたんのCO<sub>2</sub>大作戦R啓発冊子(市民版))  
早わかり省エネガイド(すいたんのCO<sub>2</sub>大作戦R啓発冊子(事業者版))  
吹田市地域新エネルギー・省エネルギービジョン  
吹田市役所エコオフィスプラン  
吹田市役所エコオフィスプランの取組状況  
環境まちづくりガイドライン(ライフスタイル版)  
環境まちづくりガイドライン(キャンパスライフ版)  
環境まちづくりガイドライン(事業活動版)  
環境まちづくりガイドライン(開発・建築版)  
市公共施設でのみどりのカーテン実施状況  
環境家計簿取組状況  
吹田市役所における夏の節電の取組

#### (2) 循環型社会

吹田市一般廃棄物処理基本計画  
すいたレジ袋削減・マイバッグ推進協議会  
家庭系ごみの分別区分と収集方法  
ごみの分け方12種分別  
ごみ分別の手引き  
ごみ収集日  
ごみの行方  
市内ごみ(一般廃棄物)排出量  
市内ごみ排出量と資源回収量  
ごみ処理実績表  
不法投棄処理量

し尿・浄化槽清掃汚泥処理量  
燃焼ごみ質の調査結果  
ごみ焼却量  
ごみ発電量  
ごみ焼却に係る排出ガス  
ごみ焼却に係るダイオキシン類  
埋立処分量  
破碎選別処理量  
破碎選別工場での再生資源回収量  
廃棄物減量等推進員の活動  
再生資源の集団回収  
再生資源集団回収量  
家庭系廃食用油(使用済み天ぷら油)の回収  
家庭系廃食用油回収量  
すいたエコイベント宣言のすすめ  
事業系ごみ減量マニュアル  
多量排出占有者の事業ごみ資源化率

#### (3) 生活環境

##### (ア) 大気環境

気象  
二酸化窒素濃度  
一酸化窒素濃度  
二酸化硫黄濃度  
浮遊粒子状物質濃度  
微小粒子状物質(PM2.5)濃度  
一酸化炭素濃度  
光化学オキシダント濃度  
非メタン炭化水素濃度  
有害大気汚染物質濃度  
大気関係法令届出・立入検査状況  
大気汚染物質排出量  
光化学スモッグ発令状況

##### (イ) 水環境・上下水道

水質関係環境目標達成率  
河川・水路の水質  
ため池の水質  
水質関係法令届出・立入検査状況  
淀川取水口の水質

水道水質検査  
公共下水道汚水整備状況  
(ウ) 地下水・土壌  
地下水の水質  
土壌汚染関係法令施行状況  
土壌汚染に係る指定区域(法律)  
土壌汚染に係る管理区域(府条例)

(エ) 騒音・振動  
一般環境騒音  
道路交通騒音  
防音壁設置状況  
航空機騒音  
鉄軌道騒音・振動  
騒音・振動関係法令届出状況

(オ) ダイオキシン類  
ダイオキシン類環境調査

(カ) 公害苦情・保健  
公害苦情受付件数  
公害健康被害者及び医療費助成制度認定状況  
公害保健福祉事業及び健康被害予防事業実施状況

(キ) 遺伝子組換え施設の安全確保  
遺伝子組換え施設条例届出・立入調査状況  
遺伝子・病原体・R1安全確保条例

(ク) 中高層建築物  
中高層建築物の建築に係る事前協議件数

(ケ) ヒートアイランド現象  
ヒートアイランド対策

(4) 自然環境

自然環境調査「すいたの自然2011」  
吹田市第2次みどりの基本計画  
まちなか水族館  
緑の分布状況(緑被率の状況)  
都市公園及び遊園等の開設状況  
すいた公園なび!

公共施設緑化状況  
保護樹木・保護樹林の指定と助成  
緑あふれる未来サポーター事業(公園)  
市民農園  
街路樹の状況

(5) 都市環境

吹田市景観まちづくり計画  
景観形成地区指定状況  
地区計画  
建築協定  
土地利用の現況  
用途地域指定面積  
吹田市地域公共交通総合連携計画  
吹田市コミュニティバス  
吹田市公共交通マップ  
交通バリアフリー  
レンタサイクルの利用  
市内主要道路の交通量  
環境まちづくり影響評価  
環境まちづくり【開発・建築版】実施状況  
吹田市立博物館

(6) 協働と学習

アジェンダ21すいた  
環境副読本の内容  
すいた環境サポーター養成講座カリキュラム  
エコサポ修了・環境(エコ)の語り部認定状況

5 吹田市まちづくり用語集

6 環境年表

7 環境記念日

すいたの環境(吹田市環境白書)  
平成28年版(2016年版)

平成28年(2016年)12月発行  
吹田市環境部環境政策室  
〒564-8550 大阪府吹田市泉町1-3-40  
TEL 06-6384-1701 / FAX 06-6368-9900  
E-mail: env-seisaku@city.suita.osaka.jp



この冊子は、600冊作成し、一部あたりの単価は538円です。

